

○経済産業省告示第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

（ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第一条 ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十一年通商産業省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第9号に掲げるビデオテープレコーダー（以下「VTR」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成15年4月1日に始まり平成16年3月31日</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第9号に掲げるビデオテープレコーダー（以下「VTR」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成15年4月1日に始まり平成16年3月31日に終わる年度）以降の各年度に</p>

に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するVTRのエネルギー消費効率(3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) [略]

において国内向けに出荷するVTRのエネルギー消費効率(3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) [略]

<p>(2) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石 エネルギーへの転換等に関する法律施行規 則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）<u>別表第 3下欄</u>に掲げる数値をワット単位で小数点 以下1桁まで表示すること。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(2) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する 法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74 号）<u>別表第4下欄</u>に掲げる数値をワット単 位で小数点以下1桁まで表示すること。</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二条 ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成十四年経済産業省告示第四百三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第12号に掲げるストーブ</p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第12号に掲げるストーブ(以下「ストーブ」という。)</p>

(以下「ストーズ」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するストーズの性能について、次に掲げる基準を満たすこと。

(1)・(2) [略]

第1表・第2表 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するストーズの性能について、次に掲げる基準を満たすこと。

(1)・(2) [略]

第1表・第2表 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

<p><u>エネルギーへの転換等に関する法律施行規</u> <u>則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）<u>別表第</u> <u>3下欄</u>に掲げる数値をパーセントの単位で 小数点以下1桁まで表示すること。</p> <p>(2) [略]</p>	<p><u>法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74 号）<u>別表第4下欄</u>に掲げる数値をパーセン トの単位で小数点以下1桁まで表示するこ と。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第三条 石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成十四年経済産業省告示第四百三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和</p>	<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> 施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第15</p>

54年政令第267号) 第18条第15号に掲げる石油温水機器 (以下「石油温水機器」という。

) の製造又は輸入の事業を行う者 (以下「製造事業者等」という。) は、目標年度 (平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷する石油温水機器のエネルギー消費効率 (3 (1) に定める方法により測定した数値をいう。) を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

号に掲げる石油温水機器 (以下「石油温水機器」という。) の製造又は輸入の事業を行う

者 (以下「製造事業者等」という。) は、目標年度 (平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷する石油温水機器のエネルギー消費効率 (3 (1) に定める方法により測定した数値をいう。) を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表 [略]

(2) [略]

第2表 [略]

1-2 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律施行規

則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第

3下欄に掲げる数値をパーセントの単位で

小数点以下1桁（小数点以下2桁切り捨て

第1表 [略]

(2) [略]

第2表 [略]

1-2 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74

号）別表第4下欄に掲げる数値をパーセン

トの単位で小数点以下1桁（小数点以下2

桁切り捨て）まで表示すること。

) まで表示すること。

(2) [略]

(2) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第四条 ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成十六年経済産業省告示第三百十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第13号に掲げるガス調理</p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第13号に掲げるガス調理機器 (以下「ガス調理機器」と</p>

機器（以下「ガス調理機器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス調理機器のこんろ部並びに目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス調理機器のグリル部及びオーブンの性能について、次に掲げる基準を満たすこと。

(1)～(3) [略]

第1表～第3表 [略]

2 表示事項等

いう。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス調理機器のこんろ部並びに目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガス調理機器のグリル部及びオーブンの性能について、次に掲げる基準を満たすこと。

(1)～(3) [略]

第1表～第3表 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げるこんろ部エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄第一号に掲げる数値をパーセントの単位で小数点以下1桁まで表示すること。

- (2) 2-1のニに掲げるグリル部エネルギー消費効率及び2-1のホに掲げるオーブンス部エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

2-1 [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げるこんろ部エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄第一号に掲げる数値をパーセントの単位で小数点以下1桁まで表示すること。

- (2) 2-1のニに掲げるグリル部エネルギー消費効率及び2-1のホに掲げるオーブンス部エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則別表第

等に関する法律施行規則別表第3下欄第二

号に掲げる数値をワット時の単位で表示すること。

(3)・(4) [略]

4下欄第二号に掲げる数値をワット時の単

位で表示すること。

(3)・(4) [略]

備考 表中の [] は注記である。

(ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第五条 ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成十六年経済産業省告示第三百十六号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和</p>	<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> 施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第14</p>

54年政令第267号) 第18条第14号に掲げるガス温水機器 (以下「ガス温水機器」という。

) の製造又は輸入の事業を行う者 (以下「製造事業者等」という。) は、目標年度 (平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度) までに限り、国内向けに出荷するガス温水機器 (ただし、ガス瞬間湯沸器、ガスふろがまにあつては、目標年度 (平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度) までに限り、

号に掲げるガス温水機器 (以下「ガス温水機器」という。) の製造又は輸入の事業を行う

者 (以下「製造事業者等」という。) は、目標年度 (平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度) までに限り、国内向けに出荷するガス温水機器 (ただし、ガス瞬間湯沸器、ガスふろがまにあつては、目標年度 (平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度) までに限り、国内向けに出荷する

) において国内向けに出荷するもの) のエネルギー消費効率 (3 (1) に定める方法により測定した数値をいう。) を第 1 表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第 1 表 [略]

(2) [略]

第 2 表 [略]

1-2 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

もの) のエネルギー消費効率 (3 (1) に定める方法により測定した数値をいう。) を第 1 表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第 1 表 [略]

(2) [略]

第 2 表 [略]

1-2 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率
は、エネルギーの使用の合理化及び非化石
エネルギーへの転換等に関する法律施行規
則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第
3下欄に掲げる数値をパーセントの単位で
小数点以下1桁（小数点以下2桁切り捨て
）まで表示すること。

(2)・(3) [略]

(1) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率
は、エネルギーの使用の合理化等に関する
法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74
号）別表第4下欄に掲げる数値をパーセン
トの単位で小数点以下1桁（小数点以下2
桁切り捨て）まで表示すること。

(2)・(3) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第六条 ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成十八年経済産業省告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第19号に掲げるジャー炊</u></p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第19号に掲げるジャー炊飯器(以下「ジャー炊飯器」と</u></p>

飯器（以下「ジャー炊飯器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するジャー炊飯器のエネルギー消費効率（2に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回ら

いう。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者」という。）は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するジャー炊飯器のエネルギー消費効率（2に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

ないようにすること。

[略]

[略]

備考 表中の「」は注記である。

(電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第七条 電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成十八年経済産業省告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第20号に掲げる電子レン</p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第20号に掲げる電子レンジ (以下「電子レンジ」とい</p>

ジ（以下「電子レンジ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電子レンジのエネルギー消費効率（2に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

う。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電子レンジのエネルギー消費効率（2に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

[略]

備考 表中の「」は注記である。

(貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の一部改正)

第八条 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法(平成十八年経済産業省告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに加える。

改正後	改正前												
<p>別表第1</p> <table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="376 282 472 846">揮発油 1kl</td><td data-bbox="376 846 472 1077"><u>33.4GJ</u></td></tr><tr><td data-bbox="284 282 376 846">ジェット燃料 1kl</td><td data-bbox="284 846 376 1077"><u>36.3GJ</u></td></tr><tr><td data-bbox="188 282 284 846">軽油 1kl</td><td data-bbox="188 846 284 1077"><u>38.0GJ</u></td></tr></tbody></table>	揮発油 1kl	<u>33.4GJ</u>	ジェット燃料 1kl	<u>36.3GJ</u>	軽油 1kl	<u>38.0GJ</u>	<p>別表第1</p> <table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="376 1182 472 1747">揮発油 1kl</td><td data-bbox="376 1747 472 1977"><u>34.6GJ</u></td></tr><tr><td data-bbox="284 1182 376 1747">ジェット燃料 1kl</td><td data-bbox="284 1747 376 1977"><u>36.7GJ</u></td></tr><tr><td data-bbox="188 1182 284 1747">軽油 1kl</td><td data-bbox="188 1747 284 1977"><u>37.7GJ</u></td></tr></tbody></table>	揮発油 1kl	<u>34.6GJ</u>	ジェット燃料 1kl	<u>36.7GJ</u>	軽油 1kl	<u>37.7GJ</u>
揮発油 1kl	<u>33.4GJ</u>												
ジェット燃料 1kl	<u>36.3GJ</u>												
軽油 1kl	<u>38.0GJ</u>												
揮発油 1kl	<u>34.6GJ</u>												
ジェット燃料 1kl	<u>36.7GJ</u>												
軽油 1kl	<u>37.7GJ</u>												

重油		
イ A重油 1kl	<u>38.9G J</u>	
ロ B・C重油 1kl	<u>41.8G J</u>	
液化石油ガス (LPG) 1ト	<u>50.1G J</u>	
ン		
電気		
イ <u>燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、</u>		
<u>貨物輸送事業者に行わせる</u>		
<u>貨物の輸送に使用するため</u>		
<u>又は特定の需要家の需要に</u>		
	<u>3.60G J</u>	

重油		
イ A重油 1kl	<u>39.1G J</u>	
ロ B・C重油 1kl	<u>41.9G J</u>	
液化石油ガス (LPG) 1ト	<u>50.8G J</u>	
ン		
電気		
イ <u>昼間の電気</u> 千kWh	<u>9.97G J</u>	
ロ <u>夜間の電気</u> 千kWh	<u>9.28G J</u>	
ハ <u>一般送配電事業者 (電気事業法 (昭和三十九年法律</u>		
<u>第百七十号) 第二条第一項</u>		
<u>第九号に規定する一般送配</u>		
<u>電事業者をいう。) が維持</u>		
	<u>9.76G J</u>	

<u>応じて発電された電気</u> <u>千</u> <u>kWh</u>	
<u>ロ</u> <u>イ</u> に規定する電気以外の <u>電気</u> <u>千kWh</u>	<u>8.64G J</u>
<u>バイオエタノール</u> <u>1kl</u>	<u>23.4G J</u>
<u>バイオディーゼール</u> <u>1kl</u>	<u>35.6G J</u>
<u>バイオガス</u> <u>千立法メートル</u>	<u>21.2G J</u>
<u>水素</u> <u>1トン</u>	<u>142G J</u>
<u>アンモニア</u> <u>1トン</u>	<u>22.5G J</u>

備考 非化石エネルギーへの転換に関する非化

石エネルギーの使用量の算出方法等につい

ては、工場等における非化石エネルギーへ

の転換に関する事業者の判断の基準（令和

<u>し、及び運用する電線路を</u> <u>介して供給された電気以外</u> <u>の電気</u> <u>千kWh</u>	
[新設]	[新設]

備考 この表において「昼間」とは、午前八時

から午後十時までをいい、「夜間」とは、

午後十時から翌日の午前八時までをいう。

5年経済産業省告示第28号）Ⅱの備考に定

めるとおりとする。

別表第2

[略]

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第10条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

[略]

別表第2

[略]

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十條に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

[略]

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第10条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十條に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

備考 表中の「」は注記である。

(エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部改正)

第九条 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成十八年経済産業省告示第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができ	エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができ

る事業者（以下「小売事業者等」という。）は、次のとおり、エネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

1 エアコンデিশヨナー

1-1 表示事項

エアコンデিশヨナー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第2号に掲げるエアコンデিশヨナーのうち、直吹きで壁掛け形のことをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、エアコンデিশヨナーを販売しようとする場合又は

る事業者（以下「小売事業者等」という。）は、次のとおり、エネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

1 エアコンデিশヨナー

1-1 表示事項

エアコンデিশヨナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第18条第2号に掲げるエアコンデিশヨナーのうち、直吹きで壁掛け形のことをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、エアコンデিশヨナーを販売しようとする場合又はエアコンデিশヨナーの販売に

エアコンデイスヨナーの販売に協力を行おうとする場合には、当該エアコンデイスヨナーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のエアコンデイスヨナーを販売しようとする場合又は中古のエアコンデイスヨナーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ～ハ [略]

1-2～1-5 [略]

3 テレビジョン受信機

3-1～3-3 [略]

3-4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

協力を行おうとする場合には、当該エアコンデイスヨナーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のエアコンデイスヨナーを販売しようとする場合又は中古のエアコンデイスヨナーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ～ハ [略]

1-2～1-5 [略]

3 テレビジョン受信機

3-1～3-3 [略]

3-4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

年間の目安電気料金＝E×Z

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：テレビ判断基準の2-2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z： [略]

年間の目安電気料金＝E×Z

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）の2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z： [略]

備考 表中の「」は注記である。

(電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十条 電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省告示第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第16号に掲げる電</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第16号に掲げる電気便座 (以下「電気便座」とい</p>

気便座（以下「電気便座」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度まで）に限る。

）において国内向けに出荷する電気便座のエネルギー消費効率（3（1）に定める方法により測定した数値をいう。以下（1）において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（温水洗浄便座であつて貯湯タンクを有するものにあつては、同表の右欄に

う。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度まで）に限る。）において国内向けに出荷する電気便座のエネルギー消費効率（3（1）に定める方法により測定した数値をいう。以下（1）において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（温水洗浄便座であつて貯湯タンクを有するものにあつては、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率

）において国内向けに出荷する電気便座のエネルギー消費効率（3（1）に定める方法により測定した数値をいう。以下（1）において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（温水洗浄便座であつて貯湯タンクを有するものにあつては、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率

掲げる基準エネルギー消費効率（同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷台数により加重平均した数値）を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) [略]

(2) 2-1 のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

（同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷台数により加重平均した数値）を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) [略]

(2) 2-1 のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

<p><u>エネルギーへの転換等に関する法律施行規則</u> 則 (昭和54年通商産業省令第74号) <u>別表第3下欄</u>に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。 (3)・(4) [略]</p>	<p><u>法律施行規則</u> (昭和54年通商産業省令第74号) <u>別表第4下欄</u>に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。 (3)・(4) [略]</p>
<p>備考 表中の [] は注記である。</p>	

(自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十一条 自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省告示第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第17号に掲げる自</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第17号に掲げる自動販売機 (以下「自動販売機」</p>

動販売機（以下「自動販売機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成17年4月1日に始まり平成18年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率（3（1）に定める方法により測定した数値をいう。以下（1）において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄

という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成17年4月1日に始まり平成18年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率（3（1）に定める方法により測定した数値をいう。以下（1）において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した

に掲げる算定式により算定した数値をいう。

）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)～(3) [略]

(4) 2-1のへに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律施行規

数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ご

とに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)～(3) [略]

(4) 2-1のへに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74

則 (昭和54年通商産業省令第74号) 別表第3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。

(5) [略]

号) 別表第4下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。

(5) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(デュー・ブイ・デュー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十二条 デュー・ブイ・デュー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省告示第二百九十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第21号に掲げるデ</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第21号に掲げるデュー・ブイ・デュー・レコーダ</p>

イー・グレイ・デイナー・レコーダー（以下「DVDレコーダー」という。）であつて、デジタル放送受信機を内蔵していないもの（以下「地デジ非対応DVDレコーダー」という。

）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する地デジ非対応DVDレコーダーのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネ

ー（以下「DVDレコーダー」という。）であつて、デジタル放送受信機を内蔵していないもの（以下、「地デジ非対応DVDレコーダー」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、

目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する地デジ非対応DVDレコーダーのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左

ルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。ただし、ビデオプレーコーダーのみを有するものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1 の二に掲げるエネルギー消費効率

欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。ただし、ビデオプレーコーダーのみを有するものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1 の二に掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値を有効数字3桁以上で、キロワット時毎年単位で表示すること。この場合において、エネルギー消費効率は表示値の100分の105以下とすること。

(2) [略]

は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値を有効数字3桁以上で、キロワット時毎年単位で表示すること。この場合において、エネルギー消費率は表示値の100分の105以下とすること。

(2) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十三条 エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十一年経済産業省告示第二百十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和</p>	<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第2</p>

54年政令第267号) 第18条第2号に掲げるエアコンデyshoナー (以下「エアコンデyshoナー」という。) の製造又は輸入を行う者 (以下「製造事業者等」という。) は、目標年度 (平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷する家庭用のエアコンデyshoナー (以下「家庭用エアコンデyshoナー」という。) のうち直吹き形で壁掛け形のもの (1の室外機に2以上の室内機を接続するもの)のうち室内機の運転を個別制御するものを除く。以下

号に掲げるエアコンデyshoナー (以下「エアコンデyshoナー」という。) の製造又は輸入を行う者 (以下「製造事業者等」という。) は、目標年度 (平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷する家庭用のエアコンデyshoナー (以下「家庭用エアコンデyshoナー」という。) のうち直吹き形で壁掛け形のもの (1の室外機に2以上の室内機を接続するもの)のうち室内機の運転を個別制御するものを除く。以下同じ。) であって冷房能力が

同じ。) であって冷房能力が4.0キロワット以下のものにあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表 [略]

(2)～(4) [略]

1-2 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)～(6) [略]

4.0キロワット以下のものにあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表 [略]

(2)～(4) [略]

1-2 [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)～(6) [略]

(7) 2-1のトに掲げる通年エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値を小数点以下1桁まで表示すること。

(8)・(9) [略]

(7) 2-1のトに掲げる通年エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値を小数点以下1桁まで表示すること。

(8)・(9) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十四条 ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十一年経済産業省告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第22号に掲げるルーテ</u></p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第22号に掲げるルーティング機器(以下「ルーター」と</u></p>

ング機器（以下「ルーター」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するルーターのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（区分名がCのものにあつては、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷台数により加重平均した数値）を上回らないように

いう。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するルーターのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（区分名がCのものにあつては、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷台数により加重平均した数値）を上回らないようにすること。

すること。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) [略]

(2) 2-1のホに掲げるエネルギー消費効

率は、エネルギーの使用の合理化及び非

化石エネルギーへの転換等に関する法律

施行規則（昭和54年通商産業省令第74号

）別表第3下欄に掲げる数値をワットの

単位で小数点以下1桁まで表示するこ

と。この場合において、表示値は、表示

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) [略]

(2) 2-1のホに掲げるエネルギー消費効

率は、エネルギーの使用の合理化等に関

する法律施行規則（昭和54年通商産業省

令第74号）別表第4下欄に掲げる数値を

ワットの単位で小数点以下1桁まで表示

すること。この場合において、表示値は

、表示する個々の機器のエネルギー消費

<p>する個々の機器のエネルギー消費効率の 115分の100以上とすること。 (3) [略]</p>	<p>効率の115分の100以上とすること。 (3) [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(スイッチング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十五条 スwitching機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十一年経済産業省告示第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第23号に掲げるス</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第23号に掲げるスイッチング機器 (以下「スイッ</p>

スイッチング機器（以下「スイッチ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するスイッチのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数に

チ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するスイッチのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回ら

より加重平均した数値を上回らないようにすること。ただし、下記で定める P_d / P_{SA} 、 P_d / P_{SB} 、 P_d / P_{SC} 、又は P_d / P_{SD} が 16 を超える機種については適用しない。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1 のへに掲げるエネルギー消費効

率は、エネルギーの使用の合理化及び非

化石エネルギーへの転換等に関する法律

施行規則 (昭和54年通商産業省令第74号

ないようにすること。ただし、下記で定める P_d / P_{SA} 、 P_d / P_{SB} 、 P_d / P_{SC} 、又は P_d / P_{SD} が 16 を超える機種については適用しない。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1 のへに掲げるエネルギー消費効

率は、エネルギーの使用の合理化等に関

する法律施行規則 (昭和54年通商産業省

令第74号) 別表第4下欄に掲げる数値を

）別表第3下欄に掲げる数値をワット／ギガビット毎秒の単位で小数点以下1桁まで表示すること。この場合において、表示値は、表示する個々の機器のエネルギー消費効率の115分の100以上とするこ
と。

(4) [略]

ワット／ギガビット毎秒の単位で小数点以下1桁まで表示すること。この場合において、表示値は、表示する個々の機器のエネルギー消費効率の115分の100以上
とすること。

(4) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十六条 テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十二年経済産業省告示第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー</u></p>	<p>1 判断の基準等</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u></p>

ルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和

施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第4

54年政令第267号) 第18条第4号に規定するテレビジョン受信機(以下「テレビジョン受信機」という。)であつて、液晶パネルを有するもの(以下「液晶テレビ」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度)以降の各年度(令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度)までに限る。)において国内向けに出荷する液晶テレビについて、2-1に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エ

号に規定するテレビジョン受信機(以下「テレビジョン受信機」という。)であつて、液晶パネルを有するもの(以下「液晶テレビ」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度)以降の各年度(令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度)までに限る。)において国内向けに出荷する液晶テレビについて、2-1に規定する方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄

エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、19V型未満のものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

1-2 [略]

に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、19V型未満のものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

1-2 [略]

備考 表中の「」は注記である。

[

(照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十七条 照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十二年経済産業省告示第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第3号に掲げる照</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第3号に掲げる照明器具 (以下「照明器具」とい</p>

明器具（以下「照明器具」という。）のうち
蛍光灯器具の製造又は輸入の事業を行う者は
、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成
25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（
平成31年4月1日に始まり令和2年3月31日
に終わる年度までに限る。）において国内向
けに出荷する蛍光灯器具のエネルギー消費効
率（3に定める方法により測定した数値をい
う。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区
分ごとに出荷台数により加重平均した数値が
同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率
を下回らないようにすること。

第1表 [略]

う。）のうち蛍光灯器具の製造又は輸入の事
業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日
に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以
降の各年度（平成31年4月1日に始まり令和
2年3月31日に終わる年度までに限る。）に
おいて国内向けに出荷する蛍光灯器具のエネ
ルギー消費効率（3に定める方法により測定
した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左
欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平
均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネ
ルギー消費効率を下回らないようにすること。

第1表 [略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1のホに掲げる固有エネルギー消費

効率は、エネルギーの使用の合理化及び非

化石エネルギーへの転換等に関する法律施

行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別

表第3下欄に掲げる数値をルーメン毎ワツ

ト単位で小数点以下1桁（小数点第2位以

下は切り捨てるものとする。）まで表示す

ること。

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1のホに掲げる固有エネルギー消費

効率は、エネルギーの使用の合理化等に関

する法律施行規則（昭和54年通商産業省令

第74号）別表第4下欄に掲げる数値をルー

メン毎ワツト単位で小数点以下1桁（小数

点第2位以下は切り捨てるものとする。）

まで表示すること。

(4)～(7) [略]

(4)～(7) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部改正)

第十八条 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針(平成二十二年経済産業省告示第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
特定事業者又は認定管理統括事業者のうち 鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給	特定事業者又は認定管理統括事業者のうち 鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給

業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に分類される業種に属する事業の用に供する工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に分類される業種に属する事業の用に供する工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

1 鉱業

鉱業については、鉱業のうち非鉄金属鉱業、石炭鉱業及び石灰石鉱業における次の表の左欄に掲げる工程及びその他の主要エネルギー消費設備等に関し、右欄に掲げる設備・システム・技術（以下「設備等」という。）が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条第1項に掲げる特定エネルギー消費機器をい

1 鉱業

鉱業については、鉱業のうち非鉄金属鉱業、石炭鉱業及び石灰石鉱業における次の表の左欄に掲げる工程及びその他の主要エネルギー消費設備等に関し、右欄に掲げる設備・システム・技術（以下「設備等」という。）が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第145条第1項に掲げる特定エネルギー消費機器をいう。以下同じ。）に該当する設

う。以下同じ。)に該当する設備等を導入する場合には、同条第2項の規定に基づくエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率(以下「トランプナー基準」という。)を満たすものの採用を検討すること。

(1) 非鉄金属鉱業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

備等を導入する場合には、同条第2項の規定に基づくエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率(以下「トランプナー基準」という。)を満たすものの採用を検討すること。

(1) 非鉄金属鉱業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	[削る]	[削る]

(2) 石炭鉱業

工程等	設備区分	具体的内容
-----	------	-------

その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	<u>未利用エネルギー</u>	<u>太陽光発電システム</u>
	<u>ルギー・再</u>	<u>生</u>
	<u>生可能エネ</u>	<u>ルギー</u>
	<u>ルギー</u>	

(2) 石炭鉱業

工程等	設備区分	具体的内容
-----	------	-------

[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	[削る]	[削る]

(3) 石灰石鉱業

工程等	設備区分	具体的内容
-----	------	-------

[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	<u>未利用エネルギー</u>	<u>太陽光発電システム</u>
	<u>ルギー・再生可能エネルギー</u>	<u>ム</u>

(3) 石灰石鉱業

工程等	設備区分	具体的内容
-----	------	-------

[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	[削る]	[削る]

2 [略]

[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	<u>未利用エネルギー</u>	<u>太陽光発電システム</u>
	<u>再生可能エネルギー</u>	<u>水</u>
	<u>エネルギー</u>	

2 [略]

3 ガス供給業

ガス供給業については、次の表の左欄に掲げる工程及びその他の主要エネルギー消費設備等に関し、右欄に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

3 ガス供給業

ガス供給業については、次の表の左欄に掲げる工程及びその他の主要エネルギー消費設備等に関し、右欄に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	その他	<p>1. <u>自然界に存する熱</u> (太陽熱、<u>地熱</u>、<u>温泉熱</u>及び<u>雪氷熱</u>を除く。以下同じ。<u>)</u> 及び<u>廃熱等の活用</u></p> <p>①～③ [略]</p> <p>[削る]</p>

その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	その他	<p>1. <u>未利用エネルギー</u>・<u>再生可能エネルギー</u>等の活用</p> <p>①～③ [略]</p> <p><u>④太陽光発電システム</u>等</p>

2. [略]

4 熱供給業

熱供給業については、次の表の左欄に掲げる工程及びその他の主要エネルギー消費設備等に関し、右欄に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

2. [略]

4 熱供給業

熱供給業については、次の表の左欄に掲げる工程及びその他の主要エネルギー消費設備等に関し、右欄に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	<u>自然界に存在する熱及び廃熱等活用設備</u>	1. ・ 2. [略] 3. <u>自然界に存在する熱及び廃熱等</u> (<u>海水熱、河川水熱、地中熱及び大気熱等</u>)を <u>回収し、利用する施設又は設備</u>

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	<u>未利用エネルギー・再生可能エネルギー等活用設備</u>	1. ・ 2. [略] 3. <u>自然温度差エネルギー</u> (<u>河川水、海水、地下水、温泉水等</u>) <u>利用システム</u>

		4. [略]	
		[削る]	
		[削る]	
5 [略]			
備考			
※	下水熱や工場排水等を熱源水として活用する		
	ヒートポンプが有効。		

		4. [略]	
		<u>5. 廃棄物燃料</u> (
		<u>RDF)</u> ボイラ	
		＝	
		<u>6. 太陽光発電シ</u>	
		<u>ステム等</u>	
5 [略]			
備考			
※	下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用する		
	ヒートポンプが有効。		

備考 表中の「」は注記である。

(磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第十九条 磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十二年経済産業省告示第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第7号に掲げる磁</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第7号に掲げる磁気ディスク装置 (以下「磁気デ</p>

磁気ディスク装置（以下「磁気ディスク装置」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する磁気ディスク装置についてエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、

ディスク装置」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する磁気ディスク装置についてエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式によ

同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。ただし、ディスクドライブが単一のもの(以下「単体ディスク」という。)については、型名のあるきよう体をもって1台とし、ディスクドライブを複数有するもの(以下「サブシステム」という。)については、磁気ディスク制御部と磁気ディスク装置から成るサブシステムをもって1台とする。また、上記の年度における出荷台数が過去の一年度の最高出荷台数の10%以下である機種については適用しない。

り算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。ただし、ディスクドライブが単一のもの(以下「単体ディスク」という。)については、型名のあるきよう体をもって1台とし、ディスクドライブを複数有するもの(以下「サブシステム」という。)については、磁気ディスク制御部と磁気ディスク装置から成るサブシステムをもって1台とする。また、上記の年度における出荷台数が過去の一年度の最高出荷台数の10%以下である機種については適用しない。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 表示事項

磁気ディスク装置のエネルギー消費効率（1(2)のエネルギー消費効率をいう。以下2-1において同じ。）に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ～ホ [略]

へ エネルギー消費効率とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 表示事項

磁気ディスク装置のエネルギー消費効率（1(2)のエネルギー消費効率をいう。以下2-1において同じ。）に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ～ホ [略]

へ エネルギー消費効率とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）で定める測定方法により測定

) で定める測定方法により測定した消費電力を省エネルギー法で定める記憶容量で除したものである旨

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率
は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値を有効数字3桁以上で表示すること。

(2)～(4) [略]

した消費電力を省エネルギー法で定める記憶容量で除したものである旨

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率
は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値を有効数字3桁以上で表示すること。

(2)～(4) [略]

備考 表中の「」は注記である。

[

(住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部改正)

第二十条 住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針(平成二十二年経済産業省告示第百十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<u>住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行</u>	<u>住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行</u>

う者が当該窓の断熱性及び日射熱取得性に
係る品質の一般消費者への情報提供のため
の表示に関し講ずべき措置に関する指針

一般消費者の使用に供される最終製品のもので
ある住宅の窓（一重構造のものに限る。以下同
じ。）を製造し、又は輸入する事業者（以下「製
造事業者等」という。）は、窓の断熱性及び日射
熱取得性に係る情報を有しこれについての情報提
供が可能であることに鑑み、その可能な範囲内で
、次のとおり、当該窓の断熱性及び日射熱取得性
に係る品質の一般消費者への情報提供のための表
示に努めるものとする。

う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消
費者への情報提供のための表示に関し講ず
べき措置に関する指針

一般消費者の使用に供される最終製品のもので
ある住宅の窓（一重構造のものに限る。以下同
じ。）を製造し、又は輸入する事業者（以下「製
造事業者等」という。）は、窓の断熱性に係る情
報を有しこれについての情報提供が可能であるこ
とに鑑み、その可能な範囲内で、次のとおり、当
該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提
供のための表示に努めるものとする。

1 表示事項

製造事業者等が窓の断熱性及び日射熱取得性に係る品質の表示を行う場合には、次に定める事項を表示すること。

- (1) 断熱性については、日本産業規格 (以下「JIS」 という。) A4710 (2015) に定める方法若しくはこれと同等の方法により測定した熱貫流率 (内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。) 又はJIS A 2102-1 (2015) 及びA2102-2 (2011) に定める方法若しくはこれと同等の方法により計算した熱貫流率

1 表示事項

製造事業者等が窓の断熱性に係る品質の表示を行う場合には、次に定める事項を表示すること。

- (1) 日本工業規格 A 4710の2004に定める方法若しくはこれと同等の方法により測定した熱貫流率 (内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。) 又は日本工業規格 A 2102-1 及びA 2102-2に定める方法若しくはこれと同等の方法により計算した熱貫流率

(2) 日射熱取得性については、JIS A2103 (20

14) に定める方法又はこれと同等の方法により計算した日射熱取得率

- (3) 窓の断熱性及び日射熱取得性に係る品質を
保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は
商標その他の当該製造事業者等を特定する
に足りる事項

2 遵守事項

- (1) 1の(1)の表示事項は、次の表の左欄の表示
区分に応じ、同表の右欄の等級記号を用いて
多段階評価により表示すること。この場合に
おいて、当該等級記号のほか、可能な場合に
は、熱貫流率の数値を併せて表示すること。

[新設]

- (2) 窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業
者等の氏名若しくは名称又は商標その他の当
該製造事業者等を特定するに足りる事項

2 遵守事項

- (1) 1の(1)の表示事項は、次の表の左欄の表示
区分に応じ、同表の右欄の等級記号を用いて
多段階評価により表示すること。この場合に
おいて、当該等級記号のほか、可能な場合に
は、熱貫流率の数値を併せて表示すること。

表示区分	等級記号
<u>熱貫流率が1.1以下のもの</u>	★★★★★★★
<u>熱貫流率が1.1を超え1.5以下のもの</u>	★★★★★★★
<u>熱貫流率が1.5を超え1.9以下のもの</u>	★★★★★★★
<u>熱貫流率が1.9を超え2.3以下のもの</u>	★★★★★★★

表示区分	等級記号
<u>熱貫流率が2.33以下のもの</u>	★★★★★★★
<u>熱貫流率が2.33を超え3.49以下のもの</u>	★★★★★★★
<u>熱貫流率が3.49を超え4.65以下のもの</u>	★★★★★★★
<u>熱貫流率が4.65を超えるもの</u>	★★★★★★★

<u>①</u>	
----------	--

<u>下のもの</u>	
<u>熱貫流率が2.3を超え3.5以下のもの</u>	★★
<u>下のもの</u>	
<u>熱貫流率が3.5を超え4.7以下のもの</u>	★
<u>下のもの</u>	
<u>熱貫流率が4.7を超えるもの</u>	＝

(2) 1の(2)の表示事項は、次の表の左欄の表示
区分に応じ、同表の右欄の等級記号を用いて

[新設]

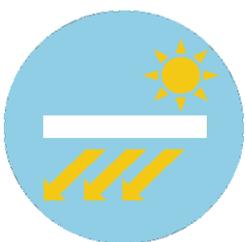
表示すること。この場合において、当該等級記号のほか、可能な場合には、日射熱取得率の数値を併せて表示すること。

<u>表示区分</u>	<u>等級記号</u>
<u>日射熱取得率が0.5を超え1</u>	<u>別記1参照</u>
<u>.0以下のもの</u>	
<u>日射熱取得率が0.35を超え</u> <u>0.5以下のもの</u>	<u>別記2参照</u>

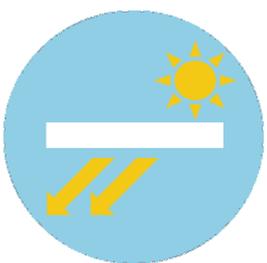
<p><u>日射熱取得率が0.35以下のもの</u></p>	<p><u>別記3参照</u></p>
<p>(3) 1の表示事項は、別記様式のラベルの製品本体への貼付若しくは刻印又はカタログ、取扱説明書その他の製品とラベルとの対応関係が明らかな印刷物への印刷により、見やすい<u>箇所</u>に表示すること。</p>	<p>(2) 1の表示事項は、別記様式のラベルの製品本体への貼付若しくは刻印又はカタログ、取扱説明書その他の製品とラベルとの対応関係が明らかな印刷物への印刷により、見やすい<u>箇所</u>に、<u>容易にはがれない方法又は容易に消えない方法</u>で表示すること。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

別記 1 から別記 3 を次のように加える。

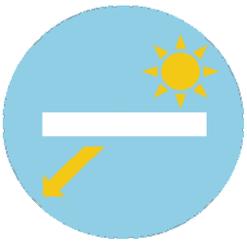
別記 1



別記 2



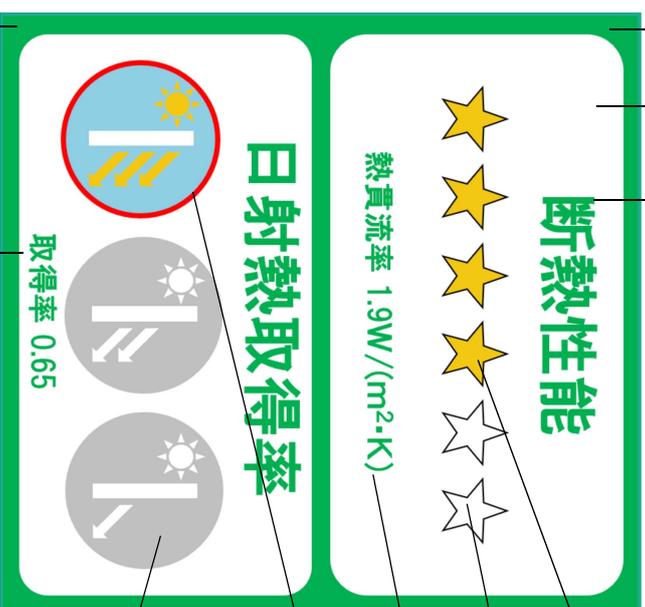
別記 3



別記様式を別記様式（縦型）及び別記様式（横型）とし、次のように改める。

別記様式（縦型）

緑。白。 緑字で表示。



多段階評価の星の数を黄色で大きく塗りつぶして表示。

白抜き。

多段階評価の星のほか、可能な場合には熱貫流率の数値を緑字で表示。

該当する等級記号を赤枠で囲み、背景は水色、窓を表す長方形は白、

太陽及び日射量を示す矢印は黄色で表示。

該当しない等級記号は枠無し、背景は灰色、窓を表す長方形、太陽及

び日射量を表す矢印は白で表示。

等級記号のほか、可能な場合には日射熱取得率の数値を緑字で表示。

窓の断熱性及び日射熱取得性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項を表示。

表示の方法及び配色については、別添様式（横型）において同じ。

別記様式（横型）



(変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十一条 変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十四年経済産業省告示第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第18号に掲げる変</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第18号に掲げる変圧器（以下「変圧器」という。</p>

圧器（以下「変圧器」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成19年4月1日に始まり平成20年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成25年4月1日に始まり平成26年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する変圧器（ただし、油入変圧器にあつては、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成25年4月1日に始まり平成26年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するもの）のエネルギー消費効率（3に定める方法により

）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成19年4月1日に始まり平成20年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成25年4月1日に始まり平成26年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する変圧器（ただし、油入変圧器にあつては、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成25年4月1日に始まり平成26年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するもの）のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同

測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に及び、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2)～(4) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に及び、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(2)～(4) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

<p>(1) 2-1のトに掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石 エネルギーへの転換等に関する法律施行規 則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）<u>別表第 3下欄</u>に掲げる数値をワットの単位で有効 数字3桁以上（ただし、エネルギー消費効 率が100ワット未満のものについては有効 数字2桁以上）で表示すること。 (2)・(3) [略]</p>	<p>(1) 2-1のトに掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する 法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74 号）<u>別表第4下欄</u>に掲げる数値をワットの 単位で有効数字3桁以上（ただし、エネル ギー消費効率が100ワット未満のものにつ いては有効数字2桁以上）で表示するこ と。 (2)・(3) [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十二條 複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年經濟産業省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第5号に掲げる複</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第5号に掲げる複写機（以下「複写機」という。</p>

写機（以下「複写機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成28年4月1日に始まり平成29年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

[略]

）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成28年4月1日に始まり平成29年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

[略]

<p>(2) [略]</p> <p>2 表示事項等</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 遵守事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 2-1の二に掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）<u>別表第3下欄</u>に掲げる数値をワット時単位で整数で表示すること。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>2 表示事項等</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 遵守事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 2-1の二に掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）<u>別表第4下欄</u>に掲げる数値をワット時単位で整数で表示すること。</p> <p>(3) [略]</p>
---	---

備考 表中の「」は注記である。

(電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十三条 電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省告示第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第10号に掲げる電</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち家庭用のもの(</p>

気冷蔵庫のうち家庭用のもの（以下「家庭用冷蔵庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷蔵庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用冷蔵庫のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(1)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左

以下「家庭用冷蔵庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷蔵庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用冷蔵庫のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(1)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右

欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち家庭用以外のもの (以下「業務用冷蔵庫」という。)の製造又は輸入の事業を行う者 (以下「業務用冷蔵庫製造事業者等」という。)は、目標年度 (平成28年4月1日に始まり平成29年3月

欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち家庭用以外のもの (以下「業務用冷蔵庫」という。)の製造又は輸入の事業を行う者 (以下「業務用冷蔵庫製造事業者等」という。)は、目標年度 (平成28年4月1日に始まり平成29年3月31日に終わる年度) 以降の各年

31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する業務用冷蔵庫のエネルギー消費効率(3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(2)及び2において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

度において国内向けに出荷する業務用冷蔵庫のエネルギー消費効率(3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(2)及び2において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(3) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のちに掲げるエネルギー消費効率
は、エネルギーの使用の合理化及び非化石
エネルギーへの転換等に関する法律施行規
則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第
3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の
単位で整数で表示すること。この場合にお
いて、消費電力量及び許容値は J I S B
8630(2009)の15.消費電力量試験の規定に
よるものとする。

(3) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のちに掲げるエネルギー消費効率
は、エネルギーの使用の合理化等に関する
法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74
号）別表第4下欄に掲げる数値をキロワッ
ト時毎年の単位で整数で表示すること。こ
の場合において、消費電力量及び許容値は
J I S B 8630(2009)の15.消費電力量試
験の規定によるものとする。

(2)・(3) [略]

(2)・(3) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正等)

第二十四条 電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省告示第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>(昭和54年政令第267号)第18条第11号に掲げる電</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u>(昭和54年政令第267号)第18条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち家庭用のもの(</p>

気冷凍庫のうち家庭用のもの（以下「家庭用冷凍庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷凍庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用冷凍庫のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(1)及び2-1-1において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効

以下「家庭用冷凍庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷凍庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用冷凍庫のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(1)及び2-1-1において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に

率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち家庭用以外のもの（以下「業務用冷凍庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「業務用冷凍庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成28年4月1日に始まり平成29年3月

応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち家庭用以外のもの（以下「業務用冷凍庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「業務用冷凍庫製造事業者等」という。）は、目標年度（平成28年4月1日に始まり平成29年3月31日に終わる年度）以降の各年

31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する業務用冷凍庫のエネルギー消費効率(3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(2)及び2-1-2において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

度において国内向けに出荷する業務用冷凍庫のエネルギー消費効率(3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下1(2)及び2-1-2において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

(3) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

2-2-1 家庭用冷凍庫の遵守事項

(1) [略]

(2) 2-1-1のハに掲げるエネルギー消

費効率^ハは、エネルギーの使用の合理化及

び非化石エネルギーへの転換等に関する

法律施行規則（昭和54年通商産業省令第

74号）別表第3下欄に掲げる数値をキロ

ワット時毎年の単位で整数で表示するこ

ととし、この場合における許容範囲は、

(3) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

2-2-1 家庭用冷凍庫の遵守事項

(1) [略]

(2) 2-1-1のハに掲げるエネルギー消

費効率^ハは、エネルギーの使用の合理化等

に関する法律施行規則（昭和54年通商産

業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数

値をキロワット時毎年の単位で整数で表

示することとし、この場合における許容

範囲は、表示値の+7%とする。

表示値の+7%とする。

(3) [略]

2-2-2 業務用冷凍庫の遵守事項

- (1) 2-1-2のトに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。この場合において、消費電力量及び許容値は J I S B 8630(2009)の15.消費電力量試験の規定によるものとする。

(2)・(3) [略]

(3) [略]

2-2-2 業務用冷凍庫の遵守事項

- (1) 2-1-2のトに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。この場合において、消費電力量及び許容値は J I S B 8630(2009)の15.消費電力量試験の規定によるものとする。

(2)・(3) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(複合機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十五条 複合機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第24号に掲げる複合機</u></p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第24号に掲げる複合機(以下「複合機」という。)の製</u></p>

以下「複合機」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する複合機のエネルギー消費効率(3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を

造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷する複合機のエネルギー消費効率(3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

上回らないようにすること。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1の二に掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律施行規

則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第

3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年単

位で整数で表示すること。

(2) [略]

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1の二に掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74

号）別表第4下欄に掲げる数値をキロワッ

ト時毎年単位で整数で表示すること。

(2) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十六条 プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成二十五年経済産業省告示第三十七号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第25号に掲げるプリンタ</u></p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第25号に掲げるプリンター (以下「プリンター」とい</u></p>

一（以下「プリンター」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するプリンターのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平

う。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するプリンターのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないよ

均した数値を上回らないようにすること。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1の二に掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律施行規

則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第

3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年単

位で整数で表示すること。

(2) [略]

うにすること。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1の二に掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74

号）別表第4下欄に掲げる数値をキロワッ

ト時毎年単位で整数で表示すること。

(2) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十七条 電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省告示第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第26号に掲げる電</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第26号に掲げる電気温水機器 (以下「ヒートポン</p>

気温水機器（以下「ヒートポンプ給湯機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値を用いて3①又は②の算定式により算出した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費

率（以下「ヒートポンプ給湯機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値を用いて3①又は②の算定式により算出した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにするこ

効率を下回らないようにすること。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律施行規

則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第

3下欄に掲げる数値を小数点以下1桁まで

表示すること。

(2)～(4) [略]

と。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74

号）別表第4下欄に掲げる数値を小数点以

下1桁まで表示すること。

(2)～(4) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十八条 電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省告示第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第28号に掲げる電</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第18条第28号に掲げる電球 (以下「電球」という。) の</p>

球（以下「電球」という。）のうち蛍光ランプの製造又は輸入の事業を行う者は、各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する蛍光ランプのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第1表 [略]

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
施行令の一部を改正する政令（平成31年政令

うち蛍光ランプの製造又は輸入の事業を行う者は、各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する蛍光ランプのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第1表 [略]

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
施行令の一部を改正する政令（平成31年政令

第144号)による改正前のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第28号に掲げるエル・イー・ディー・ランプ (以下「平成29年度LEDランプ」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度 (平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷する平成29年度LEDランプのエネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同

第144号)による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第28号に掲げるエル・イー・ディー・ランプ (以下「平成29年度LEDランプ」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度 (平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度) 以降の各年度 (令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷する平成29年度LEDランプのエネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー

表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を
下回らないようにすること。

第2表 [略]

(3) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律施行規

則 (昭和54年通商産業省令第74号) 別表第

3下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単

一消費効率を下回らないようにすること。

第2表 [略]

(3) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1のニに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

法律施行規則 (昭和54年通商産業省令第74

号) 別表第4下欄に掲げる数値をルーメン

毎ワット単位で小数点以下1桁 (小数点第

位で小数点以下1桁（小数点第2位以下は切り捨てるものとする。）まで表示すること。

(4)～(7) [略]

2位以下は切り捨てるものとする。）まで表示すること。

(4)～(7) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二十九条 断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第21条第1号に規定する断熱材（以下「断熱材」という。）の製造、加工又は</p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第21条第1号に規定する断熱材（以下「断熱材」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱</p>

輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する断熱材（ただし、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材にあつては、目標年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度）以降の各年度、押出法ポリスチレンフォーム及びガラス繊維（グラスウールを含む）。以下同じ。）を用いた断熱材にあつては、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するものに限る。）の熱損失防

損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する断熱材（ただし、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材にあつては、目標年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するものに限る。）の熱損失防止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷面積により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能を上回らないようにすること。

止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷面積により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能を上回らないようにすること。

区 分		区 分 名	基準熱損失防止性能
断熱材の基材	断熱材の種類		
押出法ポリスチレンフォーム		押出法ポリスチレンフォーム断熱材	<u>0.03036</u>

区 分		区 分 名	基準熱損失防止性能
断熱材の基材	断熱材の種類		
押出法ポリスチレンフォーム		押出法ポリスチレンフォーム断熱材	<u>0.03232</u>

ガラス繊維		ガラスウール断熱材	0.03942
スラグウール 又はロツクウール		ロツクウール断熱材	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 1 「2種」とは、日本産業規格 (以下「JIS S1」という。) A9521 (2022) に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が2種のものという。

2 「3種」とは、JIS A9521 (2022) に規

ガラス繊維 (ガラスウールを含む。以下同じ。)		ガラスウール断熱材	0.04156
スラグウール 又はロツクウール		ロツクウール断熱材	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 1 「2種」とは、日本産業規格A9521 (2017) に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が2種のものという。

2 「3種」とは、日本産業規格A9521 (201

定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が3種のをいう。

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1ハに掲げる熱損失防止性能は、エ
ネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー
ギーへの転換等に関する法律施行規則（昭
和54年通商産業省令第74号）別表第4第1
号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で
表示すること。

(2) [略]

3 熱損失防止性能の測定方法

7に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が3種のをいう。

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

- (1) 2-1ハに掲げる熱損失防止性能は、エ
ネルギーの使用の合理化等に関する法律施
行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別
表第5第1号下欄に掲げる数値を有効数字
2桁以上で表示すること。

(2) [略]

3 熱損失防止性能の測定方法

1の熱損失防止性能は、JIS A9521 (2022)に規定する方法により測定した熱伝導率とする。

1の熱損失防止性能は、日本産業規格A9521 (2017)に規定する方法により測定した熱伝導率とする。

備考 表中の「」は注記である。

(工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針の一部改正)

第三十条 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(平成二十五年経済産業省告示第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><u>工場等における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針</u></p> <p>工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等</p>	<p><u>工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針</u></p> <p>工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等</p>

」という。)において電気を使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の最適化(以下「電気需要最適化」という。)に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要最適化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「法」という。)第5条第3項で指定する電気需要最適化時間帯は、事業者の工場等が存在するエリアにおいて、再生可能エネルギー電気の出力の抑制(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置

」という。)において電気を使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の平準化(以下「電気需要平準化」という。)に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要平準化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第5条第2項で指定する電気需要平準化時間帯は、7月1日から9月30日までの8時から22時まで、及び12月1日から3月31日までの8時から22時までとする。
事業者は、エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制の下で電気需要平準化を推進する取

法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第8号の4イ又は第14条第1項第8号の出力の抑制をいい、以下単に「出力制御」という。）が行われている時間帯（以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状況が厳しい時間帯（広域的運営推進機関（電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の4の広域的運営推進機関をいう。）が公表する広域エリアの予備率が5%未満の場合をいう。以下同じ。）とする。

事業者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を図るための管理体制の下で電気需要最適化を推進する取組方針を定め、その設置している工場等及び事業者全体の電気の需

組方針を定め、その設置している工場等及び事業者全体の電気の需要量を把握するとともに、国全体でのエネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内で電気需要平準化に資する措置を講じるよう「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）において定められている「電気需要平準化評価原単位」を指標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で1から3までに掲げる電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさな

要量を把握するとともに、国全体でのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を阻害しない範囲内で電気需要最適化に資する措置を講じるよう工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。

）において定められている「電気需要最適化評価原単位」を指標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で1から3までに掲げる電気需要最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。また、電気需要最適化時間帯のみならず、卸電力取引市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等の電気の需給に係る状況の変動に応じて電

い措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

また、工場等が立地している地域によっては、一日の当該地域の電気の需要量がほぼ一定の量で推移している等の状況から、2に掲げる措置の実施が必ずしも当該地域の電気需要平準化に資するものとならない場合があるため、電気事業者がホームページ等で公表している電気の需給の予測に関する情報等を確認し、2に掲げる措置以外の措置の実施を検討するものとする。

なお、事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員

電気の需要量を増加又は減少させることに適した時間帯（以下「デマンドリスポンスの実施に適した時間帯」という。）においても電気需要最適化

に資するよう、電気の需給に係る状況に応じて、

適切かつ有効に系統電気（電気事業法第2条第1

項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11

号の2に規定する配電事業者及び同項第13号に規

定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する

電線路を通じて供給される電気（同項第5号ロに

規定する接続供給により供給されるものを除く。

）をいう。以下同じ。）の使用量の増加又は減少

を図るものとする。

電気需要最適化に資する措置の中には、エネルギー

への負担の増加につながるよう、十分留意するものとする。

ギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

また、工場等が立地している地域によっては、一日の当該地域の電気の需要量がほぼ一定の量で推移している等の状況から、2に掲げる措置の実施が必ずしも当該地域の電気需要最適化に資するものとならない場合があるため、電気事業者がホームページ等で公表している電気の需給の予測に関する情報等を確認し、2に掲げる措置以外の措

置の実施を検討するものとする。

なお、事業者が電気需要最適化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないよう、十分留意するものとする。

1 電気需要最適化時間帯（ダイマンドリスポンスの実施に適した時間帯を含む。以下同じ。）

における系統電気の使用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料若しくは熱の使用から系統電気の使用への転換

1-1 自家発電設備の活用

(1) コージェネレーション設備

1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換

1-1 自家発電設備の活用

(1) コージェネレーション設備

ア．・イ． [略]

ウ． コージェネレーション設備を新設又は更新する場合には、空気調和設備等の電気の需給状況が厳しい時間帯において電気の消費量が大きい機器について、コージェネレーション設備の運転により発生する排熱を利用できる機器の設置を併せて検討すること。

エ． 定期点検等は、電気の需給状況が厳しい時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気の需給状況が厳しい時間帯における発電に努めること。

オ． 政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報

ア．・イ． [略]

ウ． コージェネレーション設備を新設又は更新する場合には、空気調和設備等の電気需平準化時間帯において電気の消費量が大きい機器について、コージェネレーション設備の運転により発生する排熱を利用できる機器の設置を併せて検討すること。

エ． 定期点検等は、電気需平準化時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気需平準化時間帯における発電に努めること。

オ． 電気需平準化時間帯において、政府が

又は注意報を発令する等、電気の需給状況が厳しくなることが予想される場合には、発電出力の増加に努めること。

カ. 出力制御が行われることが予想される場合には、発電出力の減少について検討すること。

(2) 発電専用設備

ア. ～ウ. [略]

エ. 定期点検等は、電気の需給状況が厳しい時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気の需給状況が厳しい時間帯における発電に努めること。

電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、発電出力の増加に努めること。

[新設]

(2) 発電専用設備

ア. ～ウ. [略]

エ. 定期点検等は、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気需要平準化時間帯における発電に努めること。

オ．政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報又は注意報を発令する等、電気の需給状況が厳しくなることが予想される場合には、発電出力の増加に努めること。

カ．出力制御が行われることが予想される場合には、発電出力の減少について検討すること。

1－2 空気調和設備等の熱源の変更

(1) 空気調和設備

ア．～ウ． [略]

エ．政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報又は注意報を発令する等、電気の需給状況

オ．電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、発電出力の増加に努めること。

[新設]

1－2 空気調和設備等の熱源の変更

(1) 空気調和設備

ア．～ウ． [略]

エ．電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令す

が厳しくなることが予想される場合には、
空気調和設備が電気を消費する設備と燃料
や熱を消費する設備とで構成されている場
合は、燃料や熱を消費する設備の運転に努
めること。

オ. 出力制御が行われることが予想される場
合には、空気調和設備が電気を消費する設
備と燃料や熱を消費する設備とで構成され
ている場合は、系統電気を消費する設備の
運転について検討すること。

(2) 加熱設備

ア. ～ウ. [略]

る等、電気の需給の逼迫が予想される場合
には、空気調和設備が電気を消費する設備
と燃料や熱を消費する設備とで構成されて
いる場合は、電気需要平準化を優先し、燃
料や熱を消費する設備の運転に努めるこ
と。

[新設]

(2) 加熱設備

ア. ～ウ. [略]

エ. 政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報
又は注意報を発令する等、電気の需給状況
が厳しくなることが予想される場合には、
熱処理炉や乾燥機等の加熱設備が電気を消
費する設備と燃料や熱を消費する設備とで
構成されている場合は、燃料や熱を消費す
る設備の運転に努めること。

オ. 出力制御が行われることが予想される場
合には、熱処理炉や乾燥機等の加熱設備が
電気を消費する設備と燃料や熱を消費する
設備とで構成されている場合は、系統電氣
を消費する設備の運転について検討するこ

エ. 電氣需要平準化時間帯において、政府が
電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令す
る等、電気の需給の逼迫が予想される場合
には、熱処理炉や乾燥機等の加熱設備が電
気を消費する設備と燃料や熱を消費する設
備とで構成されている場合は、電氣需要平
準化を優先し、燃料や熱を消費する設備の
運転に努めること。

[新設]

2 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を消費する機械器具を使用する時間の変更

2-1 電気を消費する機械器具の稼働時間の変更

(1) 電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具

ア. 電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具については、製造工程等の自動化により電気需要最適化時間帯を踏まえた稼働時間の変更が可能な設備の導入を検討

2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更

2-1 電気を消費する機械器具の稼働時間の変更

(1) 電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具

ア. 電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具については、製造工程等の自動化により電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への稼働時間

すること。

イ．電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具を有する場合には、従業員への負担の増加につながらないよう十分留意の上、電気需要最適化時間帯を踏まえた運転時間の増加又は減少や稼働台数の増加又は削減等を通じて、系統電気の使用量の増加又は減少に努めること。

(2) 民生用機械器具

ア．民生用機械器具については、電気需要最適化に資する運転が可能な設備の設置を検

の変更が可能な設備の導入を検討すること。

イ．電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具を有する場合には、従業員への負担の増加につながらないよう十分留意の上、電気需要平準化時間帯以外の時間帯における運転時間の増加や稼働台数の増加等による電気需要平準化時間帯における運転時間の減少や稼働台数の削減等を通じて、電気の消費抑制に努めること。

(2) 民生用機械器具

ア．民生用機械器具については、電気需要平準化に資する運転が可能な設備の設置を検

討すること。

イ．自動販売機等の民生用機械器具を有する場合には、電気需要最適化時間帯を踏まえた運転時間の増加又は減少や稼働台数の増加又は削減等により、電気需要最適化時間帯における稼働の最適化を通じて、系統電気の使用量の増加又は減少に努めること。

2-2 蓄電池及び蓄熱システムの活用

電気を消費する機械器具の使用に当たっては、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要最適化時間帯を踏まえて系統電気が及び系統電気を使用して得られる熱の使用量を増加又は減少させることも、電気を消

討すること。

イ．自動販売機等の民生用機械器具を有する場合には、電気需要平準化時間帯以外の時間帯における運転時間の増加や稼働台数の増加等により、電気需要平準化時間帯における稼働の最適化を通じて、電気の消費抑制に努めること。

2-2 蓄電池及び蓄熱システムの活用

電気を消費する機械器具の使用に当たっては、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に系統からの電気を使用して得られる電気及び熱を電気需要平準化時間帯に使用することも

費する機械器具を使用する時間の変更に準ずるものとして位置付け、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

(1) 蓄電池

ア．・イ． [略]

ウ． 蓄電池を新設又は更新する場合には、電気需要最適化時間帯における電気の需要及び蓄電池の特性等を考慮し、適切な最大出力及び蓄電容量の設備を設置すること。

エ． 電気需要最適化時間帯における電気の需要に対応するため、出力制御時において充電を行い、電気の需給状況が厳しい時間帯

、電気を消費する機械器具を使用する時間の変更に準ずるものとして位置付け、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

(1) 蓄電池

ア．・イ． [略]

ウ． 蓄電池を新設又は更新する場合には、電気需要平準化時間帯における電気の需要及び蓄電池の特性等を考慮し、適切な最大出力及び蓄電容量の設備を設置すること。

エ． 電気需要平準化時間帯における電気の需要に対応するため、電気需要平準化時間帯以外の時間帯において充電を行い電気需要

において効率的かつ効果的に放電を行い、電気を消費する機械器具の使用に充てるよう努めること。

オ．政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報又は注意報を発令する等、電気の需給状況が厳しくなることが予想される場合には、特に需給状況が厳しくなることが予想される時間帯に重点的に放電を行い、電気を消費する機械器具の使用に充てるよう努めること。

カ．出力制御が行われることが予想される場合には、蓄電池への充電を行うことについて検討すること。

平準化時間帯において効率的かつ効果的に放電を行い、電気を消費する機械器具の使用に充てるよう努めること。

オ．電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、特に需給が逼迫すると予想される時間帯に重点的に放電を行い、電気を消費する機械器具の使用に充てるよう努めること。

[新設]

(2) 蓄熱システム

ア. [略]

イ. 蓄熱システムを新設又は更新する場合には、電気需要最適化時間帯の熱需要等を考慮した適切な容量の設備の設置を検討すること。

ウ. [略]

エ. 出力制御が行われることが予想される場合には、電気を使用して、熱需要に応じて効率的かつ効果的に冷熱又は温熱を製造し蓄え、電気の需給状況が厳しい時間帯に利用することにより熱源設備等の稼働台数の削減等に努めること。

(2) 蓄熱システム

ア. [略]

イ. 蓄熱システムを新設又は更新する場合には、電気需要平準化時間帯の熱需要等を考慮した適切な容量の設備の設置を検討すること。

ウ. [略]

エ. 電気需要平準化時間帯以外の時間帯の電気を使用して、熱需要に応じて効率的かつ効果的に冷熱又は温熱を製造し蓄え、電気需要平準化時間帯に利用することにより電気需要平準化時間帯の電気を消費する熱源設備等の稼働台数の削減等に努めること。

才．蓄熱槽等に蓄える冷熱又は温熱の設定温度の見直し等を行い、電気の需給状況が厳しい時間帯において利用可能な蓄熱量の増加に努めること。

3 その他事業者が取り組むべき電気需要最適化に資する措置

(1) エネルギーの使用の合理化に関する措置

① 電気の需給状況が厳しい時間帯におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置の徹底

電気の需給状況が厳しい時間帯において、空気調和設備や照明設備等の電気を消費

才．蓄熱槽等に蓄える冷熱又は温熱の設定温度の見直し等を行い、電気需要平準化時間帯において利用可能な蓄熱量の増加に努めること。

3 その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置

(1) エネルギーの使用の合理化に関する措置

① 電気需要平準化時間帯におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置の徹底

電気需要平準化時間帯において、空気調和設備や照明設備等の電気を消費する機械

する機械器具を稼働させる場合には、判断基準に掲げる事項のうち例えば以下の事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気の需要の最適化の促進に努めること。

ア. 空気調和設備については、効率の高い熱源設備を使ったシステムの採用について検討するとともに、電気の需給状況が厳しい時間帯において、稼働時間の見直しや間欠運転等を行い、複数の設備を有する場合は、台数制御等により同時に稼働する設備の削減に努めること。また、空気調和を施す区画の限定や外気導入量

器具を稼働させる場合には、判断基準に掲げる事項のうち例えば以下の事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気の需要の平準化の促進に努めること。

ア. 空気調和設備については、効率の高い熱源設備を使ったシステムの採用について検討するとともに、電気需要平準化時間帯において、稼働時間の見直しや間欠運転等を行い、複数の設備を有する場合は、台数制御等により同時に稼働する設備の削減に努めること。また、空気調和を施す区画の限定や外気導入量の削減等

の削減等による冷暖房負荷の軽減に努めること。さらに、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を基準とし、室内環境等を考慮した上で見直しを検討すること。なお、これらの取組が、労働環境の悪化につながらないよう十分留意すること。

イ．照明設備については、省電力を図ることができるとともに、電気の需給状況が厳しい時間帯において、不要箇所の消灯、昼光の利用による窓側の照明設備の消灯等に努めること。なお、これらの取組が、労働環境

による冷暖房負荷の軽減に努めること。さらに、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を基準とし、室内環境等を考慮した上で見直しを検討すること。なお、これらの取組が、労働環境の悪化につながらないよう十分留意すること。

イ．照明設備については、省電力を図ることができるとともに、電気需要平準化時間帯において、不要箇所の消灯、昼光の利用による窓側の照明設備の消灯等に努めること。なお、これらの取組が、労働環境の悪化に

の悪化につながるよう十分留意すること。

② 電気の使用量の計測管理の徹底

ア．電気需要最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、工場等单位、設備単位等ごとに一定の時間ごとの電気使用量を計測し、記録することにより、電気の使用量の把握に努めること。

イ．デマンド監視装置を設置している場合は、電気需要最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、電気の使用量の監視機能の活用¹に努めること。なお、警報が作動した際に取り組みべき電

つながらないよう十分留意すること。

② 電気の使用量の計測管理の徹底

ア．電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、工場等单位、設備単位等ごとに一定の時間ごとの電気使用量を計測し、記録することにより、電気の使用量の把握に努めること。

イ．デマンド監視装置を設置している場合は、電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、電気の使用量の監視機能の活用¹に努めること。なお、警報が作動した際に取り組みべき電気

気需要最適化に資する措置については、その円滑な実施に備えて事前に検討しておくこと。

ウ．エネルギー管理システム（ビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）、工場エネルギー管理システム等）を設置している場合は、電気需要最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、これらを活用し、電気を消費する機械器具の適切な制御、電気の使用状況の分析等による総合的な管理を実施するよう努めること。

エ．電気需要最適化に資するデータドリ

需要平準化に資する措置については、その円滑な実施に備えて事前に検討しておくこと。

ウ．エネルギー管理システム（ビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）、工場エネルギー管理システム等）を設置している場合は、電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、これらを活用し、電気を消費する機械器具の適切な制御、電気の使用状況の分析等による総合的な管理を実施するよう努めること。

[新設]

スポンスの実施を検討し、デマンドリ
スポンスを実施した場合にはその実施状
況を記録しておくこと。

- (2) 電気需要最適化に資するサービスの活用
- BEMSアグリゲータ（複数の事業者に対
してBEMSを導入し、クラウド等を用いた
集中管理システムにより、エネルギー管理支
援サービスを提供する者をいう。）やESC
○事業者等の電気需要最適化に資する措置に
関する包括的なサービスを提供する事業者に
よる電気の需要量の多拠点一括管理、電気を
使用する機械器具の自動制御、電気の需給の
通知及び運用改善の助言等の他、デマンド

- (2) 電気需要平準化に資するサービスの活用
- BEMSアグリゲータ（複数の事業者に対
してBEMSを導入し、クラウド等を用いた
集中管理システムにより、エネルギー管理支
援サービスを提供する者をいう。）やESC
○事業者等の電気需要平準化に資する措置に
関する包括的なサービスを提供する事業者に
よる電気の需要量の多拠点一括管理、電気を
使用する機械器具の自動制御、電気の需給の
通知及び運用改善の助言等の他、電気事業者

リスポンスに係るサービスを提供するアグリゲータや小売電気事業者等の活用、電気事業者による電気の需要に応じた電気料金メニューの活用等、電気需要最適化に資するサービスの活用を検討すること。

(3) 電気需要最適化に資する取組に関する情報の開示

法に基づく定期の報告における電気需要最適化評価原単位等に関する情報の開示について検討すること。

による電気の需要に応じた電気料金メニューの活用等、電気需要平準化に資するサービスの活用を検討すること。

[新設]

備考 表中の「」は注記である。

(交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第三十一条 交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十六年経済産業省告示第二百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第27号に掲げる交流電動</u></p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第27号に掲げる交流電動機（以下「モータ」という。）の</u></p>

機（以下「モータ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するモータ（輸入したモータをその他の機器に組み込んで国内出荷する場合を含む。）のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した値から、1に定める備考1～4により算出される数値をいう。以下同じ。）を表1の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するモータ（輸入したモータをその他の機器に組み込んで国内出荷する場合を含む。）のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した値から、1に定める備考1～4により算出される数値をいう。以下同じ。）を表1の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

<p>表 1～5 [略]</p> <p>2 表示事項等</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 遵守事項</p> <p>(1) 2-1 のトに掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石 エネルギーへの転換等に関する法律施行規 則</u> (昭和54年通商産業省令第74号) <u>別表第 3下欄</u>に掲げる数値をパーセント単位で小 数点以下1桁まで表示すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>表 1～5 [略]</p> <p>2 表示事項等</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 遵守事項</p> <p>(1) 2-1 のトに掲げるエネルギー消費効率 は、<u>エネルギーの使用の合理化に関する法 律施行規則</u> (昭和54年通商産業省令第74号) <u>別表第4下欄</u>に掲げる数値をパーセント 単位で小数点以下1桁まで表示すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

[

(サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第三十二条 サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(平成二十六年経済産業省告示第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年</p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第21条第2号に</p>

政令第267号) 第21条第2号に規定するサッシ
(以下「サッシ」という。)の製造、加工又は
輸入の事業を行う者(以下「熱損失防止建築材
料製造事業者等」という。)は、目標年度(令
和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終
わる年度)以降の各年度において国内向けに出
荷するサッシの熱損失防止性能(3に定める方
法により測定した値をいう。以下同じ。)を次
の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により
加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準
熱損失防止性能の数値を上回らないようにする
こと。

規定するサッシ(以下「サッシ」という。)の
製造、加工又は輸入の事業を行う者(以下「熱
損失防止建築材料製造事業者等」という。)は
、目標年度(令和4年4月1日に始まり令和5
年3月31日に終わる年度)以降の各年度におい
て国内向けに出荷するサッシの熱損失防止性能
(3に定める方法により測定した値をいう。以
下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに
出荷数量により加重平均した数値が、同表の右
欄に掲げる基準熱損失防止性能(同表の左欄に
掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式
により算定した数値をいう。)を同表の左欄に
掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した

数値を上回らないようにすること。

区分	区分名	基準熱損失防止性能
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	上げ下げ	2.30
片引き窓、引違い窓、引分け窓	引違い	2.16

区分	区分名	基準熱損失防止性能の算定式
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	上げ下げ	$q \equiv 2.54S^{0.79} + 1.02$ $S^{0.88} + 0.12S^{1.06}$
片引き窓、引違い窓、引分け窓	引違い	$q \equiv 2.21S^{0.91} + 1.38$ $S^{0.94} + 0.14S^{0.99}$

及び両袖片引き窓に用いられるサッシ			
固定窓に用いられるサッシ	FIX	<u>1.87</u>	
すべり出し窓に用いられるサッシ	すべり出し	<u>2.04</u>	
たてすべり出し窓に用いられる	たてすべり出し	<u>2.06</u>	

及び両袖片引き窓に用いられるサッシ			
固定窓に用いられるサッシ	FIX	$\underline{q=1.71S^{0.89}+1.27}$ $\underline{S^{0.97}+0.28S^{1.03}}$	
すべり出し窓に用いられるサッシ	すべり出し	$\underline{q=1.71S^{0.86}+1.30}$ $\underline{S^{0.92}+0.40S^{1.08}}$	
たてすべり出し窓に用いられる	たてすべり出し	$\underline{q=1.49S^{0.77}+1.56}$ $\underline{S^{0.87}+0.37S^{1.12}}$	

サツシ		
-----	--	--

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げる熱損失防止性能は、

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネ

ルギーへの転換等に関する法律施行規則（

昭和54年通商産業省令第74号）別表第4第

2号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上

で表示すること。

サツシ	し	
-----	---	--

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げる熱損失防止性能は、

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）

別表第5第2号下欄に掲げる数値を有効数

字2桁以上で表示するか、又は3-2に定

める方法により求めた数式とともにサツシ

が構成する窓の面積を有効数字2桁以上で

表示すること。

(2) [略]

3 熱損失防止性能の測定方法

3-1 熱損失防止性能の算出方法

1の熱損失防止性能は建築物の内外の温度

差1度(単位温度差)当たりの熱損失量とし

、当該熱損失量は次の式により算出するものとする。

$$\underline{q = U \times S}$$

この式において、q、U及びSは、それぞれ

次の数値を表すものとする。

q：建築物の内外の温度差1度(単位温度

差)当たりの熱損失量(単位 ワット毎

(2) [略]

3 熱損失防止性能の測定方法

[削る]

ケルビン

U：サツジが構成する窓の熱貫流率 (単位
ワット毎平方メートル毎ケルビン)

S：サツジが構成する窓の面積 (単位 平
方メートル)

(1) U：サツジが構成する窓の熱貫流率 (単
位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)

サツジが構成する窓の熱貫流率は、日本
産業規格 (以下「J I S」) A47
10 (2015) に規定する方法により測定され
た値又は J I S A2102-1 (2015) 若し
くは A2102-2 (2011) に規定する方法に
より算出された値とする。この場合におい

(1) 1の熱損失防止性能は、日本産業規格 (以
下「JIS」という。) A4710 (2015) に規
定する方法により測定された熱貫流率又は
JIS A2102-1 (2015) 若しくは A2102-
2 (2011) に規定する方法により算出され
た熱貫流率とする。この場合において、当
該窓のガラスは、熱貫流率が特定される場
合を除き、次の表の左欄に掲げるサツジの

種類に応じ、同表の右欄に掲げる熱貫流率のものを用いることとする。ただし、単板ガラス3枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシが単板ガラス2枚で構成される複層ガラスにも対応可能な場合には、単板ガラス2枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシのガラスの熱貫流率を用い、単板ガラス2枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシが単板ガラス1枚にも対応可能な場合には、単板ガラス1枚に対応可能なサッシのガラスの熱貫流率を用いることとする。

て、当該窓のガラスは、次の表の左欄に掲げるサッシの種類に応じ、同表の右欄に掲げる仕様のものを用いることとする。

--

--

サッシの種類	ガラスの熱貫流率
<u>単板ガラス3枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシ</u>	<u>0.82</u>
<u>単板ガラス2枚で構成される複層ガラス</u>	<u>1.60</u>

サッシの種類	ガラスの仕様
<u>23ミリメートル以上のガラス厚さに対応可能なサッシ</u>	<u>3ミリメートルの厚みを持つ単板ガラス3枚を組み合わせたものであって、各々のガラスの間隙が7ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したものの</u>
<u>15ミリメートル以上23ミリメートル未満のガラス</u>	<u>3ミリメートルの厚みを持つ単板ガラス2枚を組み合わせたものであつ</u>

<u>に対応可能なサッシ</u>	
<u>単板ガラス1枚で構成される複層ガラスに対応可能なサッシ</u>	<u>6.00</u>

<u>ス厚さに対応可能なサッシ</u>	<u>て、ガラスの間隙が12ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したものの</u>
<u>15ミリメートル未満のガラス厚さに対応可能なサッシ</u>	<u>3ミリメートルの厚みを有する単板ガラス</u>

[削る]

(2) S:サッシが構成する窓の面積 (単位

平方メートル)

サツシが構成する窓の面積は、I I S

A2102-1 (2015)に規定する窓面積とする。

3-2 同一シリーズのサツシを用いた熱損失

防止性能の算定方法

(1) 3-1の算出方法のほか、1の熱損失防止性能は、同一シリーズのサツシのうち次の表の左欄に掲げる区分に同じ同表右欄の代表的な窓サイズものを3-1(1)の方法により熱貫流率の測定又は算出を行い、当該熱貫流率の値からサツシが構成する窓の面積を変数とした熱貫流率の累乗近似式を

[削る]

(2) (1)の場合において、1の熱損失防止性能は、出荷するサツシが構成する窓の面積に関わらず、次の表の左欄に掲げる区分に同じ同表右欄の試験体を用いて、測定又は算出した熱貫流率とすることを認める。ただし、試験体の構造及び材質は、次の表の右欄の試験体の開閉形式等の違いを除き、出

荷するサッシと同一のものである場合に限る。

区分	試験体
片上げ下げ窓に用いられるサッシ	①両上げ下げ窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓
	②両上げ下げ窓であり伝熱開

求め、当該近似式に3-1(2)の方法により求めたサッシが構成する窓の面積を代入することにより算出した単位温度差当たりの熱損失量とすることを認める。

区分	代表的な窓サイズ
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	幅405ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ、幅780ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅730ミリメートル、高さ1,170ミリメ

	<p>口面積0.8平方メートル以上</p> <p>1.2平方メートル以下の窓</p> <p>③片上げ下げ窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓</p> <p>④片上げ下げ窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓</p>		<p>メートルのサイズ</p>
<p><u>面上げ下げ窓に用いられるサツジ</u></p>	<p><u>①面上げ下げ窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メ</u></p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>

	<p><u>メートル以下の窓</u></p> <p><u>②面上げ下げ窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓</u></p>
片引き窓に用いられるサッシ	<p>①引違い窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓</p> <p>②片引き窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓</p>

片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ	<p>幅780ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ、幅1,690ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ及び幅1,690ミリメートル、高さ2,030ミリメートルのサイズ</p>
---------------------------------	--

<u>引違い窓、</u>	<u>引違い窓であり伝熱開口面積2</u>
<u>引分け窓及</u>	<u>.0平方メートル以上2.6平方メ</u>
<u>び面袖片引</u>	<u>ートル以下の窓</u>
<u>き窓に用い</u>	
<u>られるサツ</u>	
<u>シ</u>	
固定窓に用	①たてすべり出し窓と固定窓
いられるサ	との連窓であり伝熱開口面
ツシ	積2.0平方メートル以上2.6
	平方メートル以下の窓
	②たてすべり出し窓であり伝
	熱開口面積0.8平方メートル

[新設]	[新設]
固定窓に用	幅405ミリメートル、高さ770
いられるサ	ミリメートルのサイズ、幅640
ツシ	ミリメートル、高さ1,830ミリ
	メートルのサイズ及び幅1,690
	ミリメートル、高さ1,370ミリ
	メートルのサイズ

	<p>以上1.2平方メートル以下の窓</p> <p>③固定窓であり伝熱開口面積1.5平方メートル以上2.0平方メートル以下の窓</p>		
<p>すべり出し窓に用いられるサッシ</p>	<p>①たてすべり出し窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓</p> <p>②たてすべり出し窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の</p>	<p>すべり出し窓に用いられるサッシ</p>	<p>幅405ミリメートル、高さ570ミリメートルのサイズ、幅405ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ</p>

窓	<p>③すべり出し窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓</p>		
<p>たてすべり出し窓に用いられるサッシ</p>	<p>①たてすべり出し窓と固定窓との連窓であり伝熱開口面積2.0平方メートル以上2.6平方メートル以下の窓</p> <p>②たてすべり出し窓であり伝熱開口面積0.8平方メートル以上1.2平方メートル以下の窓</p>	<p>たてすべり出し窓に用いられるサッシ</p>	<p>幅300ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ、幅300ミリメートル、高さ1,370ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ</p>

[削る]

(2) (1)の場合において「同一シリーズのサツシ」とは、同一の構造及び材質で構成されるサツシをいう。ただし、次の軽微な相違については、同一の構造及び材質と見なすものとする。

- イ 補強材の追加、アスペクト比の変更等
サイズの変更に伴う強度確保のための構造及び材質の軽微な相違
- ロ 装着部品（留め具、端部安全キヤッツ、ガスケット、ハンドル、動作金具等）
の軽微な相違

	<p>ハ <u>サツシの躯体への取付部（ねじ孔の位置等）に関する軽微な相違</u></p> <p>ニ <u>被覆材（表面処理コーティングを含む。）の相違</u></p> <p>ホ <u>その伸断熱性能の推定に大きな影響を与えない軽微な構造及び材質の相違</u></p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第三十三条 複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(平成二十

六年経済産業省告示第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第21条第3号に規定する複層ガ</p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u> (昭和54年政令第267号) 第21条第3号に規定する複層ガラス (以下「複層ガラス」とい</p>

ラス（以下「複層ガラス」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する複層ガラスの熱損失防止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を出荷面積により加重平均した数値が、1.67（ワット毎平方メートル毎ケルビン）を上回らないようにすること。

う。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する複層ガラスの熱損失防止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を出荷面積により加重平均した数値が、次の表の左欄に掲げる中空層の厚さに応じて定められる右欄に掲げる基準熱損失防止性能（中空層の厚さが2mm以上16mm以下の複層ガラスにあつては、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を出荷面積により加重平均した数値を上回らないよう

にすること。

[削る]

<u>中空層の厚さ</u>	<u>基準熱損失防止性能又は</u> <u>その算定式</u>
<u>2 mm未滿</u>	<u>3.85</u>
<u>2 mm以上16m</u> <u>m以下</u>	<u>$U = -1.001n(X) + 4.55$</u>
<u>16mm超</u>	<u>1.77</u>

備考 1 「中空層の厚さ」とは、並置した板ガラス等の間に生じる間隙（以下「中空層」という。）の距離とする。この場合において、一枚の複層ガラスに複数の中空層を有するときは、当該中空層の距離の総和とする。

2 U及びXは、次の数値を表すものとする。

U：基準熱損失防止性能（単位 ワット
毎平方メートル毎ケルビン）

X：中空層の厚さ（単位 ミリメートル
）

3 \ln は自然対数を表すものとする。

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のロに掲げる熱損失防止性能は、

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーギーへの転換等に関する法律施行規則（

昭和54年通商産業省令第74号）別表第4第

3号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示すること。

(2) [略]

3 熱損失防止性能の測定方法

1の熱損失防止性能は、日本産業規格R3107（2019）に規定する方法により求めた熱貫流率と

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1のロに掲げる熱損失防止性能は、

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5第3号下欄に掲げる数値を有効数

字2桁以上で表示すること。

(2) [略]

3 熱損失防止性能の測定方法

1の熱損失防止性能は、日本産業規格（以下「JIS」という。）R3107(1998)に規定する

する。

方法により求めた熱貫流率とする。

ただし、中空層が J I S Z 8126-1 (1999)
で定義される真空の状態 (以下「真空層」とい
う。) である複層ガラス (以下「真空ガラス」
という。) の熱貫流率を求める場合 (複数の中
空層を有する複層ガラスであつて、当該複層ガ
ラスの一部に真空ガラスが用いられている場合
の当該真空ガラスに関する熱貫流率を求める場
合を含む。) にあつては、J I S R 3107 (199
8) 4.1 基礎式に規定する式(1)の中空層の熱コン
ダクタンス h_s の値は、J I S R 3107 (1998) 4.
1 基礎式に規定する式(2)によらず次の式により
算出するものとする。

$$h_s = h_p + h_r + h_a$$

この式において、 h_p 、 h_r 及び h_a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h_p ：ピラーの熱コンダクタンス (単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)

h_r ：放射の熱コンダクタンス (単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)

h_a ：真空層の残留ガスの熱コンダクタンス (単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)

(1) h_p ：ピラーの熱コンダクタンス (単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)

ピラーの熱コンダクタンスは、次の式により算出するものとする。ただし、ピラーを用

[削る]

いない真空ガラスの場合には、0とする。

$$\underline{h_d = 1 / (1 / h_{\text{spreading}} + 1 / h_{\text{pcond}})}$$

この式において、 $h_{\text{spreading}}$ 及び h_{pcond} は、それ

ぞれ次の数値を表すものとする。

$h_{\text{spreading}}$: ガラスとピラーとの接触熱コン

ダクタンス (単位 ワット毎平方メートル

ル毎ケルビン)

h_{pcond} : ピラーの熱伝導コンダクタンス (単

位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)

① $h_{\text{spreading}}$ は、次の式により算出するもの

とする。

$$\underline{h_{\text{spreading}} = 2 \times \lambda_g \times r_d / l_d^2}$$

この式において、 λ_g 、 r_d 及び l_d は、それぞれ

下記の数値を表すものとする。

λ_g : ガラスの熱伝導率 (J I S R 310

7 (1998) 5.1 板ガラスの熱伝導率の値に

規定する値とする。) (単位 ワット

毎メートル毎ケルビン)

r_p : ピラーの半径 (単位 ミートル)

l_p : ピラーの間隔 (単位 ミートル)

② h_{cond} は、次の式により算出するものとす

る。

$$\underline{h_{\text{cond}} = \lambda_p / d_p \times \pi \times r_p^2 / l_p^2}$$

この式において、 λ_p 、 d_p 、 r_p 及び l_p は、そ

れぞれ次の数値を表すものとする。

λ_p : ピラーの熱伝導率 (ピラーの熱伝

導率は、その材質について化学便覧等
で公表される熱伝導率の値を用いるも
のとする。) (単位 ワット毎メー
ル毎ケルビン)

d_p : ピラーの厚さ (単位 メートル)

r_p : ピラーの半径 (単位 メートル)

l_p : ピラーの間隔 (単位 メートル)

(2) h_r : 放射の熱コンダクタンス (単位 ワツ

ト毎平方メートル毎ケルビン)

放射の熱コンダクタンスは、次の式により

算出するものとする。

$$h_r = 4 \times \sigma \times \left(\frac{1}{\epsilon_1} + 1 \right) / (\epsilon_2 - 1) -$$

$$\frac{1}{1} \times T_m^3 \times \left(\frac{1 - \pi \times r_p^2}{1_p^2} \right)$$

[削る]

この式において、 σ 、 ε_1 、 ε_2 、 T_m 、 r_p 及び l_p は、それぞれ次の数値を表すものとする。

σ ：ステファーン・ボルツマン定数（JIS

R 3107(1998)4.2放射熱コンダクタンス

に規定する値とする。）（単位 ワツ

ト毎平方メートル毎ケルビンの四乗）

ε_1 、 ε_2 ：真空層に接する2枚のガラス

面の修正放射率

T_m ：真空層に接する2枚のガラス面の平

均温度（単位 ケルビン）

r_p ：ピラーの半径（単位 メートル）

l_p ：ピラーの間隔（単位 メートル）

① T_m 、 ε_1 及び ε_2 は、JIS R3107(1998)に基づいて求めるものとする。この場合において、「中空層に接する2つのガラス面の平均温度」とあるのは「真空層に接する2つのガラス面の平均温度」と読み替えるものとする。

② ピラーを用いない真空ガラスの場合には、 r_p の値は0とし、 l_p の値は0以外の任意の数とする。

(3) h_a ：真空層の残留ガスの熱コンダクタンス
(単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)
真空層の残留ガスの熱コンダクタンスは、次の式により算出するものとする。

[削る]

$$h_a \equiv 875.7 \times P / T'_m{}^{0.5} \times (1 - \pi \times r_d^2 / 1$$

この式において、P、T'、r_d及びV_dは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：真空層圧力 (単位 トル)

T'：真空層の残留ガスの平均温度 (単位
ケルビン)

r_d：ピラーの半径 (単位 メートル)

l_d：ピラーの間隔 (単位 メートル)

① Pは、JIS Z 8750(2009)により校正
した真空計により測定するものとする。

② T'は、JIS R 3107(1998)に基づいて
求めるものとする。この場合において、

「中空層の気体の平均温度」とあるのは「真空層の残留ガスの平均温度」と読み替えるものとする。

- ③ ピラーを用いない真空ガラスの場合には、 r_p の値は0とし、 l_p の値は0以外の任意の数とする。

備考 表中の「」は注記である。

(ショーカーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第三十四条 ショーカーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十九年経済産業省告示第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第29号に掲げるショーカー</u></p>	<p>1 判断の基準</p> <p><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第29号に掲げるショーカー</u>（以下「ショーカー」と</p>

ース（以下「シヨーカーケース」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するシヨーカーケースのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により

いう。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するシヨーカーケースのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らない

加重平均した数値を上回らないようにすること。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1のホに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律施行規

則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第

3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の

単位で整数で表示すること。

ようにすること。

[略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1)・(2) [略]

(3) 2-1のホに掲げるエネルギー消費効率

は、エネルギーの使用の合理化等に関する

法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74

号）別表第4下欄に掲げる数値をキロワッ

ト時毎年の単位で整数で表示すること。

(4)・(5) [略]

(4)・(5) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(連携省エネルギー計画の作成のための指針の一部改正)

第三十五条 連携省エネルギー計画の作成のための指針(平成三十年経済産業省告示第二百三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>連携省エネルギー計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>連携省エネルギー計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。</p> <p>1～3 [略]</p>

4 その他連携省エネルギー計画の作成に関する
重要事項

連携省エネルギー措置の実施に当たっては、

1 から 3 までの要件に加えて、次の一及び二の
いずれにも適合する必要がある。

一・二 [略]

[削る]

4 その他連携省エネルギー計画の作成に関する
重要事項

連携省エネルギー措置の実施に当たっては、

1 から 3 までの要件に加えて、次の一から三ま
でのいずれにも適合する必要がある。

一・二 [略]

三 連携省エネルギー措置を実施するにあ

り、連携省エネルギー計画の目標の実現に

資する設備等として取得等されるもののう

ち、租税特別措置法第十条の二第一項各号

及び第四十二条の五第一項各号の規定の適

用を受ける機械その他の減価償却資産を指

定する件（平成三十年経済産業省告示第二

百三十二号) 第二項に規定する工場等連携
関連高度省エネルギー増進設備等のみが、
連携省エネルギー措置の実施により取得等
される工場等連携関連高度省エネルギー増
進設備等として、連携省エネルギー計画に
記載されていること。

5 [略]

5 [略]

備考 表中の「」は注記である。

(荷主連携省エネルギー計画の作成のための指針の一部改正)

第三十六条 荷主連携省エネルギー計画の作成のための指針(平成三十年経済産業省告示第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>荷主連携省エネルギー計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>荷主連携省エネルギー計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。</p> <p>1～3 [略]</p>

4 その他荷主連携省エネルギー計画の作成に関する重要事項

荷主連携省エネルギー措置の実施に当たっては、1から3までの要件に加えて、次の一及び二のいずれにも適合する必要がある。

一・二 [略]

[削る]

4 その他荷主連携省エネルギー計画の作成に関する重要事項

荷主連携省エネルギー措置の実施に当たっては、1から3までの要件に加えて、次の一から三までのいずれにも適合する必要がある。

一・二 [略]

三 荷主連携省エネルギー措置を実施するに

あたり、荷主連携省エネルギー計画の目標

の実現に資する設備等として取得等される

もののうち、租税特別措置法第十条の二第

一項各号及び第四十二条の五第一項各号の

規定の適用を受ける機械その他の減価償却

資産を指定する件（平成三十年経済産業省

告示第二百三十二号）第三項に規定する荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等のみが、荷主連携省エネルギー措置の実施により取得される荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等として、荷主連携省エネルギー計画に記載されていること。

5 [略]

5 [略]

備考 表中の「」は注記である。

(電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第三十七条 電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成三十一年経済産業省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第6号に掲げる電</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号）第18条第6号に掲げる電子計算機（以下「電子計算機」</p>

子計算機（以下「電子計算機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（令和3年4月1日に始まり令和4年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電子計算機（サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。以下同じ。）に限る。）のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。ただし、

という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成33年4月1日に始まり平成34年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する電子計算機（サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。以下同じ。）に限る。）のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。ただし、上記の年度における出荷台数

上記の年度における出荷台数が過去の一年度の最高出荷台数の10%以下である機種については適用しない。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1に掲げるエネルギー消費効率は、

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー

ギーへの転換化に関する法律施行規則 (昭和

54年通商産業省令第74号) 別表第3下欄

に掲げる数値を小数点以下第1位まで (小

が過去の一年度の最高出荷台数の10%以下である機種については適用しない。

[略]

(2) [略]

2 表示事項等

2-1 [略]

2-2 遵守事項

(1) 2-1に掲げるエネルギー消費効率は、

エネルギーの使用の合理化に関する法律施

行規則 (昭和54年通商産業省令第74号) 別

表第4下欄に掲げる数値を小数点以下第1

位まで (小数点第2位以下の四捨五入によ

数点第2位以下の四捨五入により得られる

数値) で表示すること。

(2) [略]

り得られる数値) で表示すること。

(2) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(令和四年経済産業省告示第八十三号(事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件)の一部改正)

第三十八条 令和四年経済産業省告示第八十三号(事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第三十八条の規定に	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十八条の規定に基づく報告は、次の様式による報告書一通を提出してすることができる。

基づく報告は、次の様式による報告書一通を提出
してすることができる。

様式を次のように改める。

〔図〕

共同省エネルギー事業の報告

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第38条の規定に基づき、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組（以下「共同省エネルギー事業」という。）について次のように報告します。

第1表

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号								
特定排出者番号								
事業者の名称								

第2表

<p>（共同省エネルギー事業によりエネルギーの使用の合理化を促進する他の者に関する情報（事業者の名称、住所等）、共同省エネルギー事業の具体的な内容、期間及び体制並びに共同省エネルギー量 [k1] 及びその算出方法）</p> <p>※国内クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトであって、エネルギーの使用の合理化に資するものに限る。以下同じ。）を償却した又はJ-クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトであって、エネルギーの使用の合理化に資するものに限る。以下同じ。）を無効化した量の報告を行う場合は、本欄に「国内クレジットの償却」又は「J-クレジットの無効化」と記載し、別紙の「（1）国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告」に、当該量に関する事項を記入すること。</p> <p>※小売電気事業者、ガス小売事業者及び液化石油ガス販売事業者が一般消費者に対する情報提供の取組について報告を行う場合は、本欄に「エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組」と記載し、別紙の「（2）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況」に、当該取組に関する事項を記入すること。</p>
<p>（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者） （所属） （氏名）</p>

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 本表における用語の定義は、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（経済産業省・環境省・農林水産省）（以下「運営規則」という。）、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）に定めるものに従うものとする。
- 3 「共同省エネルギー量」とは、共同省エネルギー事業が実施されなかった場合に推計される当該年度におけるエネルギー使用量と、当該事業が実施された後の実際の当該年度におけるエネルギー使用量の差をいう。以下同じ。
- 4 「償却」とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、「無効化」とは、実施要綱に基づきJ-クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいう。以下同じ。
- 5 「公正な第三者」とは、共同省エネルギー量の確認に係る知識及び経験を有した第三者であって、本報告書に係る事業者等と特別の利害関係を有さないものをいう。
- 6 エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組に係る報告を除き、既に経済産業大臣に報告した共同省エネルギー事業について、重ねて報告することはできない。
- 7 必要に応じて、共同省エネルギー事業について証明する書類を添付することができる。
- 8 特定排出者番号の欄には、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づく特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成19年経済産業省・環境省告示第1号）に基づき、特定排出者に付された番号を記入すること。
- 9 共同省エネルギー量及びその算出方法については、これらを報告することができない場合は記入しないことができる。なお、記入する場合の単位は、原油換算キロリットルとする。
- 10 国内クレジットを償却した量又はJ-クレジットを無効化した量以外の共同省エネルギー量を報告する場合は、（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者）の欄にその認証を行った第三者の所属及び氏名を記入すること。
- 11 共同省エネルギー量の認証は、エネルギー使用量の実績、共同省エネルギー量の算定の適切性等を確認して行うものとする。

(1) 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告

第1表

国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の合計	(原油換算k1)	国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の内訳を下表に記入すること
----------------------------	----------	--------------------------------------

第2表

国内クレジット又はJ-クレジット識別番号	排出削減方法論	償却日又は無効化日	国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量(原油換算k1)
~			
~			
~			
~			
~			
~			
~			
~			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表における用語の定義は、運営規則及び実施要綱に定めるものに従うものとする。

3 本表に記載した全ての国内クレジット又はJ-クレジットについて、償却又は無効化の事実を示す書類並びに償却した国内クレジットに係る排出削減実績報告書又は無効化したJ-クレジットに係る認証申請書及びモニタリング報告書を添付すること。

4 国内クレジット償却量とは、国内クレジットを償却した量をいい、J-クレジット無効化量とは、J-クレジットを無効化した量をいう。

5 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の合計の欄には、国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量の合計量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。

6 国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量の欄には、国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。

7 国内クレジット又はJ-クレジット識別番号の欄には、運営規則に基づく償却した国内クレジット又は実施要綱に基づく無効化したJ-クレジットに対する識別番号を記載すること。

8 排出削減方法論の欄には、運営規則又は実施要綱に基づく方法論番号を記載すること（適用されている方法論番号が複数ある場合は、全て記載すること）。

(2) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が
講ずべき措置に関する指針等に基づく情報提供の状況

第1表

事業者の名称	
報告の対象となる事業	1. 小売電気事業 2. ガス小売事業 3. 液化石油ガス販売事業
当該事業の小売供給契約の件数	1. 30万件超 2. 30万件以下
小売供給契約の件数が30万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブサイトにおける公表意向の有無	1. 公表意向あり 2. 公表意向なし
情報提供の実施状況をまとめたウェブページのURL等	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 小売電気事業、ガス小売事業、液化石油ガス販売事業のうち、複数の事業について報告をする場合は、事業ごとに各表を作成すること。
- 3 「小売電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。
- 4 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。
- 5 「液化石油ガス販売事業者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者

第2表 基礎項目の情報提供の状況

項目		記入欄	備考欄
指針1. (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針2. 他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針3. 指針1. (1)～(4)及び2.に掲げる情報を集約した上で一般消費者への提供	①提供状況	1. 全て集約している 2. 全ては集約していない	該当する選択肢を選んでください。
	②提供内容		①にて「1. 全て集約している」を選択した場合、集約している情報の項目、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）

項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量が見える化した情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供	①状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ④にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ⑥にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の方法）

項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目5. その他提供方法に関する創意工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
	④実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ④にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ⑥にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第三十九条、第四十二条
〔略〕

（租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するため、経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の廃止）

第四十三条 租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するため、経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件（平成二十三年経済産業省告示第二百三十一号）は、廃止する。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件の一部改正)

第四十四条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件(平成二十八年経済産業省告示第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件は、次のいずれかに該当することとする。</p>	<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件は、次のいずれかに該当することとする。</p>

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前々年度（以下「申請前年度」という。）に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第九特定―第四表に記載するエネルギー消費原単位の五年度間平均原単位変化又は電気需要最適評価原単位の五年度間平均原単位変化が九十九パーセント以下であること。

二 申請前年度において、工場等におけるエネ

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第三十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前々年度（以下「申請前年度」という。）に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第九特定―第四表に記載するエネルギーの使用に係る原単位の五年度間平均原単位変化又は電気需要平準評価原単位の五年度間平均原単位変化が九十九パーセント以下であること。

二 申請前年度において、工場等におけるエネ

ルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号。以下この号において「判断基準」という。）別表第五の事業の欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ、同表のベンチマーク指標の欄に掲げる指標に基づき算出される値が、同表の目指すべき水準の欄に掲げる水準を達成していること（法第三十七条第一項の申請を行う者が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該申請者が設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下この号において「工場等」と

ルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号。以下この号において「判断基準」という。）別表第五の事業の欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ、同表のベンチマーク指標の欄に掲げる指標に基づき算出される値が、同表の目指すべき水準の欄に掲げる水準を達成していること（法第三十七条第一項の申請を行う者が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該申請者が設置している全ての工場又は事務所その他の事業場（以下この号において「工場等」と

いう。) (特定連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第十九条第二項に規定する特定連鎖化事業者をいう。以下この号において同じ。) にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同条第一項に規定する連鎖化事業をいう。) の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者 (同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。) にあつては、その管理関係事業者 (同項第二号に規定する管理関係事業者をいう。) が設置している工場等を

いう。) (特定連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第十八条第二項に規定する特定連鎖化事業者をいう。以下この号において同じ。) にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同条第一項に規定する連鎖化事業をいう。) の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者 (同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。) にあつては、その管理関係事業者 (同項第二号に規定する管理関係事業者をいう。) が設置している工場等を含む。) におけるエネルギーの

含む。)におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。)

年度の使用量の過半を占めている場合に限る。)

備考 表中の「」は注記である。

第四十五条

〔略〕

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 押出法ポリスチレンフォーム及びガラス繊維を用いた断熱材において、断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の2の規定により行うべき表示事項等は、令和六年三月三十一日までは、従前の例によることができる。

第三条 サツシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の2の規定により行うべき表示事項等は、令和六年三月三十一日までは、従前の例によることができる。

第四条 複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の2の規定により行うべき表示事項等は、令和六年三月三十一日までは、従前の例によることができる。

○ 経済産業省
国土交通省 告示第四号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準等の一部を改正する告示

（旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示）

第一条 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成十八年経済産業省・国土交通省告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>旅客輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、きめ細かいエネルギー管理を徹底し、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るとともに、エネルギー<u>消費原単位</u>又は<u>電気需要最適化評価原単位</u>を旅客輸送事業者（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあつては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者）ごと</p>	<p>旅客輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、きめ細かいエネルギー管理を徹底し、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るとともに、エネルギーの<u>使用に係る原単位</u>又は<u>電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位</u>を旅客輸送事業者（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあつては、当該認定管理統</p>

に中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とし、次に掲げる事項の実施に努める。

括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者)ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とし、次に掲げる事項の実施に努める。

備考 表中の「」は注記である。

(貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示)
示)

第二条 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(平成十八年経済産業省・国土交通省告示第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 出 送	能 出 送
<p>貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、きめ細かいエネルギー管理を徹底し、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るとともに、エネルギー<u>消費原単位</u>又は<u>電気需要最適化評価原単位</u>を貨物輸送事業者（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあつては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者）ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とし、次に掲げる事項の実施に努</p>	<p>貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、きめ細かいエネルギー管理を徹底し、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るとともに、エネルギーの<u>使用に係る原単位</u>又は<u>電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位</u>を貨物輸送事業者（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあつては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者）ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以</p>

める。

上低減させることを目標とし、次に掲げる事項の
実施に努める。

備考 表中の「」は注記である。

(平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部改正)

第三条 平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<u>地方税法施行令</u> (昭和25年政令第245号) 附則	<u>地方税法施行令</u> 附則第12条第31項に規定する

第12条第31項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（当該工事に附帯して必要となる工事を含む。）とする。

一 [略]

二 前号の改修工事（当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために交付される補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が50万円を超えるも

国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（当該工事に附帯して必要となる工事を含む。）とする。

一 [略]

二 前号の改修工事（当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために交付される補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が50万円を超えるも

のに限る。)及びこれらの工事と併せて行う次のアからカまでに定める設備の取替え又は取付けに係る工事であること。

ア～エ [略]

オ エアコンデ イシヨナー (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第2号に掲げるエアコンデ イシヨナーのうち、日本産業規格C9901に定める省エネルギー基準達成率が114パーセント以上のものに限る。)

カ [略]

別表1-1～4 [略]

のに限る。)及びこれらの工事と併せて行う次のアからカまでに定める設備の取替え又は取付けに係る工事であること。

ア～エ [略]

オ エアコンデ イシヨナー (エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号) 第18条第2号に掲げるエアコンデ イシヨナーのうち、日本産業規格C9901に定める省エネルギー基準達成率が114パーセント以上のものに限る。)

カ [略]

別表1-1～4 [略]

備考 表中の「」は注記である。

(乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第四条 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 判断の基準	1 判断の基準

1-1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第1号に規定する乗用自動車（以下「乗用自動車」という。）であって、揮発油を燃料とする乗車定員10人以下のもの（電気（外部電源により供給される電気に限る。以下同じ。）を動力源とするものを除く。以下「ガソリン乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年4月1日に

1-1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第1号に規定する乗用自動車（以下「乗用自動車」という。）であって、揮発油を燃料とする乗車定員10人以下のもの（電気（外部電源により供給される電気に限る。以下同じ。）を動力源とするものを除く。以下「ガソリン乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わ

年国土交通省告示第350号。以下「燃費算
定告示」という。) 第1条第1項第1号に
掲げる方法により算定したもの(以下「10
・15モード燃費値」という。)をいう。た
だし、10・15モード燃費値を算定していな
い乗用自動車にあつては、同項第2号に掲
げる方法により算定したもの(以下「JCO
8モード燃費値」という。)を別添1の換
算式により変換したものをいう。)をい
う。)を次の表の左欄に掲げる区分ごと
に出荷台数で加重して調和平均した値(以下
「平成22年度ガソリン乗用自動車平均燃費
値」という。)が同表の右欄に掲げる基準

下「燃費算定告示」という。) 第1条第1
項第1号に掲げる方法により算定したもの
(以下「10・15モード燃費値」という。)を
いう。ただし、10・15モード燃費値を算
定していない乗用自動車にあつては、同項
第2号に掲げる方法により算定したもの(以下「JCO8モード燃費値」という。)を別添1の換算式により変換したものをいう。)をいう。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(以下「平成22年度ガソリン乗用自動車平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らな

エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

[略]

(2)～(9) [略]

- (10) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5

いようにすること。

[略]

(2)～(9) [略]

- (10) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5

トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であつて電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業者は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、特定小型バス、

トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であつて電気を動力源とするもの（燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業者は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリ

プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合、車両重量ごとの出荷台数は9.5とする。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

ット乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合、車両重量ごとの出荷台数は9.5とする。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

備考 表中の「」は注記である。

(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件の一部改正)

第五条 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十八項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。

1 5 4 「略」

5 エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十八項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。

1 5 4 「略」

5 エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第二号に掲げるエ

号)第十八条第二号に掲げるエアコンデিশョ
ナーのうち、日本産業規格C九九〇一に定める
省エネルギー基準達成率が百十四パーセント以
上のものに限る。)

エアコンデিশョナーのうち、日本産業規格C九
九〇一に定める省エネルギー基準達成率が百十
四パーセント以上のものに限る。)

備考 表中の「」は注記である。

(荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針の一部改正)

第六条 荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>荷主における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針</u></p> <p>荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>電気の需要の最適化</u>（以下「<u>電気需要最適化</u>」という。）に資する措置の実施を図るものとする。</p> <p><u>電気需要最適化</u>を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣が<u>エネルギー</u>の使</p>	<p><u>荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針</u></p> <p>荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>電気の需要の平準化</u>（以下「<u>電気需要平準化</u>」という。）に資する措置の実施を図るものとする。</p> <p><u>電気需要平準化</u>を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣が<u>エネルギー</u>の使</p>

用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）第5条第3項で指定する電気需要最適化時間帯は、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る系統電気（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号の2に規定する配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第5号ロに規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいう。以下同じ。）が使用されるエリアにおいて、再生可能エネルギー電気の出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促

用の合理化等に関する法律第5条第2項で指定する電気需要平準化時間帯は、7月1日から9月30日までの8時から22時まで、及び12月1日から3月31日までの8時から22時までとする。

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲で1及び2に掲げる貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

ただし、電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしもとらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする

進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産

業省令第46号）第5条第1項第8号の4イ又は第

14条第1項第8号の出力の抑制をいい、以下単に

「出力制御」という。）が行われている時間帯（

以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状

況が厳しい時間帯（電力広域的運用推進機関（電

気事業法第28条の4の広域的運営推進機関をい

う。）が公表する広域エリアの予備率が5%未満

の場合をいう。以下同じ。）とする。

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲で1及

び2に掲げる貨物輸送事業者に行わせる電気を使

用した貨物の輸送に係る電気需要最適化に資する

措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

る。

なお、荷主が電気需要平準化に資する措置を
実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員へ
の負担の増加につながらないように、十分留意する
ものとする。

また、電気需要最適化時間帯のみならず、卸電力市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等の電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることに適した時間帯（以下「デマンドリスポンスの実施に適した時間帯」という。）においても電気需要最適化に資するよう、電気の需給に係る状況に応じて、適切かつ有効に系統電気の使用量の増加又は減少を図るものとする。

ただし、電気需要最適化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たって

は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

なお、荷主が電気需要最適化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないように、十分留意するものとする。

1 電気需要最適化時間帯（デマンドリスポンスの実施に適した時間帯を含む。）を踏まえた系統電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更

1-1 電気需要最適化時間帯を踏まえた貨物の輸送の増加又は減少への協力

1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更

1-1 電気需要平準化時間帯における貨物の輸送（駅における荷役作業等を含む。）の軽

電気需要最適化時間帯を踏まえて貨物の輸送を増加又は減少させるため、荷主は、
電気需要最適化時間帯を踏まえた荷送りの時間帯の見直しその他の貨物の輸送に係る電気需要最適化に資する貨物輸送事業者の取組への協力を検討すること。

- 1-2 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を使用する輸送用機械器具の充電時間の変更への協力
充電を要する電気を使用する輸送用機械

減への協力

電気需要平準化時間帯における貨物の輸送（駅における荷役作業等を含む。）を軽減させるため、荷主は、
電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯への荷送りの時間帯の見直しその他の貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する貨物輸送事業者の取組への協力を検討すること。

- 1-2 電気を使用する輸送用機械器具の充電時間帯の電気需要平準化時間帯以外の時間帯の変更への協力
充電を要する電気を使用する輸送用機械
-

器具に貨物を輸送させる場合には、荷主は、当該輸送用機械器具を使用する貨物輸送事業者が電気需要最適化時間帯を踏まえて充電時間の変更ができるよう、貨物の荷送りの時間帯の見直しを検討すること。

この場合において、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間を電気需要最適化時間帯を踏まえて変更することも、系統電気を使用して貨物を輸送する時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

器具に貨物を輸送させる場合には、電気需要平準化時間帯における当該輸送用機械器具の充電を軽減させるため、荷主は、当該輸送用機械器具を使用する貨物輸送事業者が充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更ができるよう、貨物の荷送りの時間帯の見直しを検討すること。

この場合において、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯に変更することも、電気を使用して貨物を輸送する時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

1-3 蓄電池の活用

[新設]

- 電気を消費する輸送用機械器具の使用に
当たっては、蓄電池を活用し、電気需要最
適化時間帯を踏まえて系統電気の使用量を
増加又は減少させることも、電気を消費す
る輸送用機械器具を使用する時間の変更
に準ずるものとして位置づけ、電気需要最適
化に資する措置として実施することとす
る。
- ア．鉛蓄電池、ナトリウム硫酸電池、リ
チウムイオン電池等の蓄電池の導入を
検討すること。
- イ．蓄電池を新設又は更新する場合には

、充放電効率が高い設備の採用を検討すること。

ウ. 蓄電池を新設又は更新する場合には
、電気需要最適化時間帯における電気
の需要及び蓄電池の特性等を考慮し、
適切な最大出力及び蓄電容量の設備を
設置すること。

エ. 電気需要最適化時間帯における電気
の需要に対応するため、出力制御時に
おいて充電を行い、電気の需給状況が
厳しい時間帯において効率的かつ効果
的に放電を行い、電気を消費する輸送
用機械器具の使用に充てるよう努める

こと。

オ．政府が電気の需給の逼迫を知らせる
警報を発令する等、電気の需給状況が
厳しくなることが予想される場合には
、特に需給状況が厳しくなることが予
想される時間帯に重点的に放電を行い
、電気を消費する輸送用機械器具の使
用に充てるよう努めること。

- 2 その他荷主が取り組むべき措置
- 2-1 エネルギーの使用の合理化に関する措置
電気の需給状況が厳しい時間帯において
、電気を使用する輸送用機械器具を使用す
る貨物輸送事業者に貨物を輸送させる場合

- 2 その他荷主が取り組むべき措置
- 2-1 エネルギーの使用の合理化に関する措置
電気需要平準化時間帯において、電気を
使用する輸送用機械器具を使用する貨物輸
送事業者に貨物を輸送させる場合には、「

には、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第4号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要最適化の促進に努めること。

2-2 着荷主としての取組

調達する貨物を自らの貨物として取扱う場合には、電気需要最適化時間帯を踏まえて貨物の受取りを増加又は減少させるため、荷主及び貨物輸送事業者に協力し、荷受けの時間帯の見直しを検討すること。

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第4号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要平準化の促進に努めること。

2-2 着荷主としての取組

調達する貨物を自らの貨物として取扱う場合には、電気需要平準化時間帯における貨物の受取りを軽減させるため、荷主及び貨物輸送事業者に協力し、荷受けの時間帯の見直しを検討すること。

<p>2-3 <u>電気の需要の最適化に資する取組に関する情報の開示</u></p> <p><u>法に基づく定期の報告における電気需要最適化評価原単位等に関する情報の開示について検討すること。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

（貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針の一部改正）

第七条 貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針（平成二十六年経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>貨物の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針</u></p> <p>電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者（以下「電気使用貨物輸送事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>電気の需要の最適化</u>（以下「<u>電気需要最適化</u>」と いう。）に資する措置の実施を図るものとする。 <u>電気需要最適化</u>を推進する必要があると認めら</p>	<p><u>貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針</u></p> <p>電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者（以下「電気使用貨物輸送事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>電気の需要の平準化</u>（以下「<u>電気需要平準化</u>」と いう。）に資する措置の実施を図るものとする。 <u>電気需要平準化</u>を推進する必要があると認めら</p>

れる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第5条第3項で指定する電気需要最適化時間帯は、貨物の輸送に係る系統電気（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号の2に規定する配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第5号ロに規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいう。以下同じ。）が使用されるエリアにおいて、再生可能エネルギー電気の出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促

れる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第5条第2項で指定する電気需要平準化時間帯は、7月1日から9月30日までの8時から22時まで、及び12月1日から3月31日までの8時から22時までとする。

電気使用貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で1から3までに掲げる貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施に努めるものとする。

電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく

進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産

業省令第46号）第5条第1項第8号の4イ又は第

14条第1項第8号の出力の抑制をいい、以下単に

「出力制御」という。）が行われている時間帯（

以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状

況が厳しい時間帯（広域的運営推進機関（電気事

業法第28条の4の広域的運営推進機関をいう。）

が公表する広域エリアの予備率が5%未満の場合

をいう。以下同じ。）とする。

電気使用貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的

に可能な範囲内で1から3までに掲げる貨物の輸

送に係る電気需要最適化に資する措置の適切かつ

有効な実施に努めるものとする。

妨げることのないよう留意するものとする。

また、貨物の輸送に係る電気需要平準化に資す

る措置として、1から3までに掲げる措置以外の

措置の実施を図る場合においても、運行本数の間

引き、輸送時間の変更等は含まないことに留意す

るものとする。

なお、電気使用貨物輸送事業者が電気需要平準

化に資する措置を実施するに当たっては、労働環

境の悪化や従業員への負担の増加につながらない

よう、十分留意するものとする。

また、電気需要最適化時間帯のみならず、卸電力市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等の電気の需給に係る状況の変動に応じて電気的需求を増加又は減少させることに適した時間帯（以下「デマンドリスポンスの実施に適した時間帯」という。）においても電気需要最適化に資するよう、電気の需給に係る状況に応じて、適切かつ有効に系統電気の使用量の増加又は減少を図るものとする。

電気需要最適化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネ

ルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

また、貨物の輸送に係る電気需要最適化に資する措置として、1から3までに掲げる措置以外の措置の実施を図る場合においても、運行本数の間引き、輸送時間の変更等は含まないことに留意するものとする。

なお、電気使用貨物輸送事業者が電気需要最適化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないように、十分留意するものとする。

1 電気需要最適化時間帯（デマンドリスポン

1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時

スの実施に適した時間帯を含む。以下同じ。）

を踏まえた系統電気を消費する輸送用機械器具等を使用する時間の変更

(1) 電気を消費する輸送用機械器具及び民生用機械器具の使用時間の変更

① 電気使用貨物輸送事業者は、荷役作業の時間を電気需要最適化時間帯を踏まえて変更することを検討すること。

② 充電を要する電気を使用する輸送用機械器具を用いて貨物を輸送する場合には、当該輸送用機械器具を使用する電気使用貨物輸送事業者は、電気需要最適化時間帯を踏

間帯以外の時間帯への電気を消費する輸送用機

械器具等を使用する時間の変更

(1) 電気を消費する輸送用機械器具及び民生用機械器具の使用時間の変更

① 鉄道により貨物の輸送を行う電気使用貨物輸送事業者は、駅施設における荷役作業を電気需要平準化時間帯以外の時間帯へ変更することを検討すること。

② 充電を要する電気を使用するトラックを用いて貨物を輸送する場合には、電気需要平準化時間帯における当該トラックの充電を軽減するため、当該トラックを使用する

まえて充電時間の変更を検討すること。この場合において、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間を電気需要最適化時間帯を踏まえて変更することも、電気を消費する輸送用機械器具の使用時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

- ③ 電気使用貨物輸送事業者は、電気需要最適化に資する運転が可能な自動販売機等の民生用機械器具の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

電気使用貨物輸送事業者は、充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更を検討すること。この場合において、電気を使用するトランクの充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯に変更することも、電気を消費する輸送用機械器具の使用時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

- ③ 鉄道により貨物の輸送を行う電気使用貨物輸送事業者は、駅施設等において電気需要平準化に資する運転が可能な自動販売機等の民生用機械器具の導入、更新又は適切

な活用を検討すること。

(2) 蓄電池及び蓄熱システムの活用

電気使用貨物輸送事業者は、蓄電池（非常用のものを除く。以下同じ。）及び蓄熱システムの導入、更新又は適切な活用を検討すること。この場合において、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要最適時間帯を踏まえて系統電気及び系統電気を利用して得られる熱の使用量を増加又は減少させることも、系統電気を消費する輸送用機械器具等の使用時間の変更に準ずるものとして位置付け、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

(2) 蓄電池及び蓄熱システムの活用

鉄道により貨物の輸送を行う電気使用貨物輸送事業者は、駅施設等において蓄電池（非常用のものを除く。以下同じ。）及び蓄熱システムの導入、更新又は適切な活用を検討すること。この場合において、駅施設等においては、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に系統からの電気を使用して得られる電気及び熱を電気需要平準化時間帯に使用することも、駅施設等における電気を使用する時間の変更に準ずるものとして位置付け、電気需要平準化に資

する措置として実施することとする。

2 電気需要最適化時間帯における電気の使用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料

若しくは熱の使用から系統電気の使用への転換

電気使用貨物輸送事業者は、コージェネレーション設備又は電気需要最適化に資する空気調和設備の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

3 その他電気使用貨物輸送事業者が取り組むべき電気需要最適化に資する措置

電気需要最適化時間帯において、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物

2 電気需要最適化時間帯における系統電気の使

用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料若しくは熱の使用から系統電気の使用への転換

電気使用貨物輸送事業者は、コージェネレーション設備又は電気需要最適化に資する空気調和設備の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

3 その他電気使用貨物輸送事業者が取り組むべき電気需要最適化に資する措置

電気需要最適化時間帯において、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物

輸送事業者の判断の基準（平成十八年^{経済産業省}国土交通省告示第七号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要最適化の促進に努めること。

輸送事業者の判断の基準（平成十八年^{経済産業省}国土交通省告示第七号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要平準化の促進に努めること。

備考 表中の「」は注記である。

（旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針の一部改正）

第八条 旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針（平成二十六年^{経済産業省}・国土交通省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 出 後	改 出 前
<p><u>旅客の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針</u></p> <p>電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者（以下「電気使用旅客輸送事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>電気の需要の最適化</u>（以下「<u>電気需要最適化</u>」という。）に資する措置の実施を図るものとする。</p> <p><u>電気需要最適化</u>を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣が<u>エネルギー</u>の使</p>	<p><u>旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針</u></p> <p>電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者（以下「電気使用旅客輸送事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、<u>電気の需要の平準化</u>（以下「<u>電気需要平準化</u>」という。）に資する措置の実施を図るものとする。</p> <p><u>電気需要平準化</u>を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣が<u>エネルギー</u>の使</p>

用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第5条第3項で指定する電気需要最適化時間帯は、旅客の輸送に係る系統電気（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者、同項第11号の2に規定する配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第5号ロに規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいう。以下同じ。）が使用されるエリアにおいて、再生可能エネルギー電気の出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産

用の合理化等に関する法律第5条第2項で指定する電気需要平準化時間帯は、7月1日から9月30日までの8時から22時まで、及び12月1日から3月31日までの8時から22時までとする。

電気使用旅客輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で1から3までに掲げる旅客の輸送に係る電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施に努めるものとする。

電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

業省令第46号）第5条第1項第8号の4イ又は第14条第1項第8号の出力の抑制をいい、以下単に「出力制御」という。）が行われている時間帯（以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状況が厳しい時間帯（広域的運営推進機関（電気事業法第28条の4の広域的運営推進機関をいう。）が公表する広域エリアの予備率が5%未満の場合をいう。以下同じ。）とする。

電気使用旅客輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で1から3までに掲げる旅客の輸送に係る電気需要最適化に資する措置の適切かつ有効な実施に努めるものとする。

また、電気需要最適化時間帯のみならず、卸電

また、旅客の輸送に係る電気需要平準化に資する措置として、1から3までに掲げる措置以外の措置の実施を図る場合においても、運行本数の間引き、輸送時間の変更等の旅客の利便性及び快適性を損なう措置は含まないことに留意するものとする。

なお、電気使用旅客輸送事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないよう、十分留意するものとする。

力市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等の
電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要
量を増加又は減少させることに適した時間帯（以
下「デマンドリスポンスの実施に適した時間帯
」という。）においても電気需要最適化に資する
よう、電気の需給に係る状況に応じて、適切かつ
有効に系統電気の使用量の増加又は減少を図るも
のとする。

電気需要最適化に資する措置の中には、エネル
ギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転
換の効果を必ずしももたらさない措置もあること
から、これらの措置を講じるに当たっては、エネ
ルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの

転換を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

また、旅客の輸送に係る電気需要最適化に資する措置として、1から3までに掲げる措置以外の措置の実施を図る場合においても、運行本数の間引き、輸送時間の変更等の旅客の利便性及び快適性を損なう措置は含まないことに留意するものとする。

なお、電気使用旅客輸送事業者が電気需要最適化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないよう、十分留意するものとする。

1 電気需要最適化時間帯 (デマンドリスポン

1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時

スの実施に適した時間帯を含む。以下同じ。)
を踏まえた系統電気を消費する輸送用機械器具
等を使用する時間の変更

(1) 電気を消費する輸送用機械器具及び民生用
機械器具の使用時間の変更

- ① 充電を要する電気を使用する輸送用機械器具を用いて旅客を輸送する場合には、当該輸送用機械器具の充電を軽減するため、当該輸送用機械器具を使用する電気使用旅客輸送事業者は、電気需要最適化時間帯を踏まえて充電時間の変更を検討すること。

この場合において、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間を電気需要最適化を踏

間帯以外の時間帯への電気を消費する輸送用機械器具等を使用する時間の変更

(1) 電気を消費する輸送用機械器具及び民生用
機械器具の使用時間の変更

- ① 充電を要する電気を使用するバス又はタクシーを用いて旅客を輸送する場合には、電気需要平準化時間帯における当該バス又はタクシーの充電を軽減するため、当該バス又はタクシーを使用する電気使用旅客輸送事業者は、充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更を検討すること。この場合において、電気を使用するバ

まえて変更することも、電気を消費する輸送用機械器具の使用時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

- ② 電気使用旅客輸送事業者は、電気需要最適化に資する運転が可能な自動販売機等の民生用機械器具の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

- (2) 蓄電池及び蓄熱システムの活用
電気使用旅客輸送事業者は、蓄電池（非常

ス又はタクシーの充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯に変更することも、電気を消費する輸送用機械器具の使用時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

- ② 鉄道により旅客の輸送を行う電気使用旅客輸送事業者は、駅施設等において電気需要平準化に資する運転が可能な自動販売機等の民生用機械器具の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

- (2) 蓄電池及び蓄熱システムの活用
鉄道により旅客の輸送を行う電気使用旅客
-

用のものを除く。以下同じ。) 及び蓄熱システム
の導入、更新又は適切な活用を検討すること。
この場合において、蓄電池及び蓄熱システム
を活用し、電気需要最適時間帯を踏まえて
系統電気及び系統電気を利用して得られる
熱の使用量を増加又は減少させることも、
系統電気を消費する輸送用機器器具等の使用
時間の変更に準ずるものとして位置付け、電
気需要最適化に資する措置として実施するこ
ととする。

- 2 電気需要最適化時間帯における系統電気の使
用から燃料若しくは熱の使用への転換又は燃料

輸送事業者は、駅施設等において蓄電池 (非
常用のものを除く。以下同じ。) 及び蓄熱シ
ステムの導入、更新又は適切な活用を検討す
ること。この場合において、駅施設等におい
ては、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電
気需要平準化時間帯以外の時間帯に系統から
の電気を使用して得られる電気及び熱を電気
需要平準化時間帯に使用することも、駅施設
等における電気を使用する時間の変更に準ず
るものとして位置付け、電気需要平準化に資
する措置として実施することとする。

- 2 電気需要平準化時間帯における電気の使用か
ら燃料又は熱の使用への転換

若しくは熱の使用から系統電気の使用への転換

電気使用旅客輸送事業者は、 コージェネレー

ション設備又は電気需要最適化に資する空気調

和設備の導入、更新又は適切な活用を検討する

こと。

- 3 その他電気使用貨物輸送事業者が取り組むべ

き電気需要最適化時間帯に資する措置

電気需要最適化時間帯において、旅客の輸送

に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客

輸送事業者の判断の基準（平成十八年

経済産業
国土交通

省告示第六号）に掲げる事項に重点的に取り組

み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通

鉄道により旅客の輸送を行う電気使用旅客輸

送事業者は、 駅施設等においてコージェネレー

ション設備又は電気需要平準化に資する空気調

和設備の導入、更新又は適切な活用を検討する

こと。

- 3 その他電気使用貨物輸送事業者が取り組むべ

き電気需要平準化に資する措置

電気需要平準化時間帯において、旅客の輸送

に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客

輸送事業者の判断の基準（平成十八年

経済産業
国土交通

省告示第六号）に掲げる事項に重点的に取り組

み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通

じて、電気需要最適化の促進に努めること。

じて、電気需要平準化の促進に努めること。

備考 表中の「」は注記である。

(貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第九条 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

1 判断の基準

1-1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第8号に規定する貨物自動車（以下「貨物自動車」という。）であつて、揮発油を燃料とする車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「ガソリン貨物自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成

1 判断の基準

1-1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第8号に規定する貨物自動車（以下「貨物自動車」という。）であつて、揮発油を燃料とする車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「ガソリン貨物自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降

23年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。)第1条の表第1号に規定する数値(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下「燃費算定告示」という。))第1条第1項第1号に掲げる方法に

の各年度(平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。)第1条の表第1号に規定する数値(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下「燃費算定告示」という。))第1条第1項第1号に掲げる方法により算定したもの(以下「10・15千

より算定したもの（以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては、同項第2号に掲げる方法により算定したもの（以下「JC08モード燃費値」という。）を別添1の換算式により変換したものをいう。）をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

[略]

(2)～(7) [略]

ード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては、同項第2号に掲げる方法により算定したもの（以下「JC08モード燃費値」という。）を別添1の換算式により変換したものをいう。）をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

[略]

(2)～(7) [略]

備考 表中の「」は注記である。

(貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準の一部改正)

第十条 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準(平成三十年経済産業省・国土交通省告示第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送（以下「貨物の輸送」という。）に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。</p> <p>1 共通的な取組</p> <p>(1) 取組方針の作成とその効果等の把握</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ <u>エネルギーの使用の合理化に資する取組</u></p> <p><u>に関する情報の開示</u></p>	<p>I エネルギーの使用の合理化の基準</p> <p>荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送（以下「貨物の輸送」という。）に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。</p> <p>1 共通的な取組</p> <p>(1) 取組方針の作成とその効果等の把握</p> <p>①～③ [略]</p> <p>[新設]</p>
--	---

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく定期の報告におけるエネルギー消費原単位等に関する情報の開示について検討すること。

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、上記 I に掲げる諸基準を遵守するとともに、貨物の輸送の実態等も勘案しつつ、エネルギー消費原単位（貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を、貨物輸送事業者に輸送させる

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、上記 I に掲げる諸基準を遵守するとともに、貨物の輸送の実態等も勘案しつつ、エネルギー消費原単位（貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を、貨物輸送事業者に輸送させる

貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）
その他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用量
と密接な関係をもつ値で除して得た値をいう。
以下同じ。）を、荷主（当該者が認定管理統括
荷主である場合にあつては、当該認定管理統括
荷主及びその管理関係荷主）ごとに中長期的に
みて年平均1パーセント以上低減させることを
目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内
で諸目標及び措置の実現に努めるものとする。
また、荷主は、将来に向けて、これらの措置
を最大限より効果的に講じることを目指して、
中長期的視点に立った計画的な取組に努めな
ければならない。

貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）
その他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用量
と密接な関係をもつ値で除して得た値をいう。
以下同じ。）を、荷主（当該者が認定管理統括
荷主である場合にあつては、当該認定管理統括
荷主及びその管理関係荷主）ごとに中長期的に
みて年平均1パーセント以上低減させることを
目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内
で諸目標及び措置の実現に努めるものとする。
また、荷主は、将来に向けて、これらの措置
を最大限より効果的に講じることを目指して、
中長期的視点に立った計画的な取組に努めな
ければならない。

<p>1 [略]</p> <p>2 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>燃料消費率又は電力消費率に関する性能の優れた自動車等の導入・利用の促進</u></p> <p><u>燃料消費率又は電力消費率に関する性能の優れた自動車等の導入に協力する。</u></p>	<p>1 [略]</p> <p>2 主に企業向けの大口貨物の配送効率向上の取組</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>低燃費車、クリーンエネルギー自動車等の導入・利用の促進</u></p> <p><u>低燃費車、クリーンエネルギー自動車等の導入に協力する。</u></p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律

等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

内閣府、文部科学省、
○厚生労働省、農林水産省、告示第一号
経済産業省、国土交通省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
I エネルギーの使用の合理化の基準 I-1 全ての事業者が取り組むべき事項 工場又は事務所その他の事業場（以下「工場	I エネルギーの使用の合理化の基準 I-1 全ての事業者が取り組むべき事項 工場又は事務所その他の事業場（以下「工場

等」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は燃料(化石燃料及び非化石燃料をいう。以下同じ。)並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している全ての工場等(連鎖化事業者(当該連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。))にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(以下「加盟している工場等」という。)を含み、認定管理統括事業者にあつては、その設置している

等」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は燃料並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している全ての工場等(連鎖化事業者(当該連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。))にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(以下「加盟している工場等」という。)を含み、認定管理統括事業者にあつては、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が連鎖化事業者で

工場等（当該認定管理統括事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、加盟している工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、加盟している工場等を含む。）を含む。以下同じ。）を俯瞰し、次の(1)～(9)に定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行うこと。

(1) 取組方針の策定

事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者

ある場合にあっては、加盟している工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、加盟している工場等を含む。）を含む。以下同じ。）を俯瞰し、次の(1)～(8)に定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行うこと。

(1) 取組方針の策定

事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者

又は管理関係事業者である場合を除く。以下
同じ。) 及び認定管理統括事業者にあつては
中長期的な計画を含む。管理関係事業者にあ
つては認定管理統括事業者が作成する中長期
的な計画を含む。以下「取組方針」という。
) を定めること。その際、取組方針には、エ
ネルギーの使用の合理化に関する目標並びに
当該目標を達成するための設備の運用、新設
及び更新に対する方針を含むこと。

(2)～(8) [略]

(9) エネルギーの使用の合理化に資する取組に

関する情報の開示

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネ

又は管理関係事業者である場合を除く。以下
同じ。) 及び認定管理統括事業者にあつては
中長期的な計画を含む。管理関係事業者にあ
つては認定管理統括事業者が作成する中長期
的な計画を含む。以下「取組方針」という。
) を定めること。その際、取組方針には、エ
ネルギーの使用の合理化に関する目標、当該
目標を達成するための設備の運用、新設及び
更新に対する方針を含むこと。

(2)～(8) [略]

[新設]

エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく定期の報告におけるエネルギー消費原単位等に関する情報の開示について検討すること。

1-2 事業者は技術的かつ経済的に可能な範囲内で次の1の(1)～(6)に定める工場等単位、設備単位（個別設備ごとに分離することが適当ではない場合にあつては、設備群単位又は作業工程単位。以下同じ。）によるきめ細かいエネルギー管理を徹底するとともに、エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関して2-1又は2-2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネルギーの使用の

1-2 事業者は技術的かつ経済的に可能な範囲内で次の1の(1)～(6)に定める工場等単位、設備単位（個別設備ごとに分離することが適当ではない場合にあつては、設備群単位又は作業工程単位。以下同じ。）によるきめ細かいエネルギー管理を徹底するとともに、エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関して2-1又は2-2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネルギーの使用の

合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。

その際、連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る約款の範囲内において、加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化を、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を図るものとする。

1 [略]

2 エネルギー消費設備等に関する事項

2-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化

合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。

その際、連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る約款の範囲内において、加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化を、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を図るものとする。

1 [略]

2 エネルギー消費設備等に関する事項

2-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化

に関する事項

(1) 空気調和設備、換気設備に関する事項

①～③ [略]

④ 空気調和設備、換気設備の新設・更新に
当たつての措置

ア．・イ． [略]

ウ． エネルギーの使用の合理化及び非化石

エネルギーへの転換等に関する法律第14

9条第1項により定められたエネルギー

消費機器（以下「特定エネルギー消費機
器」という。）に該当する空気調和設備
、換気設備に係る機器を新設・更新する
場合には、当該機器に関する性能の向上

に関する事項

(1) 空気調和設備、換気設備に関する事項

①～③ [略]

④ 空気調和設備、換気設備の新設・更新に
当たつての措置

ア．・イ． [略]

ウ． エネルギーの使用の合理化等に関する

法律第145条第1項により定められたエ

ネルギー消費機器（以下「特定エネルギ
ー消費機器」という。）に該当する空気
調和設備、換気設備に係る機器を新設・
更新する場合には、当該機器に関する性
能の向上に関する製造事業者等の判断の

に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。

エ. [略]

(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項 (2)
— 2 に該当するものを除く。)

①～④ [略]

(2)ー2 太陽熱利用機器等に関する事項

太陽熱利用機器等を設置する場合にあつては

当該設備から供給される熱量を適切に把握す

るとともに、供給効率を高い状態に維持するよ

うに保守及び点検に関する管理標準を設定し、

これに基づき定期的に保守及び点検を行うこ

基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。

エ. [略]

(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項

①～④ [略]

[新設]

と。

(3)・(4) [略]

(5) 発電専用設備及びボージェネレーション設備に関する事項 ((5)―2に該当するものを除く。)

①～④ [略]

(5)―2 太陽光発電設備等に関する事項

太陽光発電設備等を設置する場合にあつては

当該設備から供給される電気の量を適切に把握

するとともに、発電効率を高い状態に維持す

るように保守及び点検に関する管理標準を設定

し、これに基づき定期的に保守及び点検を行

うこと。

(3)・(4) [略]

(5) 発電専用設備及びボージェネレーション設備に関する事項

①～④ [略]

[新設]

(6)～(8) [略]

2-2 工場等（2-1に該当するものを除く。

）におけるエネルギーの使用の合理化に関する

事項

(1) [略]

(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(2-1) [略]

(2-2) 空気調和設備、給湯設備（（2-

2）-2に該当するものを除く。）

①～④ [略]

（2-2）-2 太陽熱利用機器等

太陽熱利用機器等を設置する場合にあつて

は、当該設備から供給される熱量を適切に把

(6)～(8) [略]

2-2 工場等（2-1に該当するものを除く。

）におけるエネルギーの使用の合理化に関する

事項

(1) [略]

(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(2-1) [略]

(2-2) 空気調和設備、給湯設備

①～④ [略]

[新設]

握するとともに、供給効率を高い状態に維持
するように保守及び点検に関する管理標準を
設定し、これに基づき定期的に保守及び点検
を行うこと。

(3) [略]

(4) 熱の動力等への変換の合理化

(4-1) [略]

(4-2) 発電専用設備

① 発電専用設備の管理及び高効率化に向け
た取組

ア．．イ． [略]

ウ． 発電専用設備の利用にあつては、熱利
用等の総合的な発電効率の向上に資する

(3) [略]

(4) 熱の動力等への変換の合理化

(4-1) [略]

(4-2) 発電専用設備

① 発電専用設備の管理及び高効率化に向け
た取組

ア．．イ． [略]

ウ． 発電専用設備の利用にあつては、熱利
用等の総合的な発電効率の向上に資する

取組等を行うこと。

②～④ [略]

(4-2) = 2 太陽光発電設備等

太陽光発電設備等を設置する場合にあつては、当該設備から発電される電気の量を適切に把握するとともに、発電効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

(4-3) コージェネレーション設備

① コージェネレーション設備の管理及び効率化に向けた取組

取組や、バイオマス混焼等の取組を行うこと。

②～④ [略]

[新設]

(4-3) コージェネレーション設備

① コージェネレーション設備の管理及び効率化に向けた取組

ア．・イ． [略]

ウ． コージェネレーション設備の利用にあつては、更なる熱利用等による総合的な発電効率の向上に資する取組等を行うこと。

②～④ [略]

(5)・(6) [略]

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している全ての工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原

ア．・イ． [略]

ウ． コージェネレーション設備の利用にあつては、更なる熱利用等による総合的な発電効率の向上に資する取組や、バイオマス混焼等の取組を行うこと。

②～④ [略]

(5)・(6) [略]

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している全ての工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原

単位 (別表第4の2(A)に掲げる時間帯別電気需要最適化係数又は別表第4の2(B)に掲げる換算係数を用いて算出する原単位をいう。以下「電気需要最適化評価原単位」という。)を管理し、その設置している全ての工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

また、別表第5に掲げる事業におけるエネルギーの年度(4月1日から翌年3月31日までを

単位 (以下「電気需要平準化評価原単位」という。)を管理し、その設置している全ての工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

また、別表第5に掲げる事業におけるエネルギーの年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル以上である者は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努

いう。)の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル以上である者は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。

また、事業者は、将来に向けて、これらの措置を最大限より効果的に講じていくことを目指して、中長期的視点に立った計画的な取組に努めなければならないものとする。その際、エネルギーマネジメントシステムの規格であるISO50001の活用について検討すること。

めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。

また、事業者は、将来に向けて、これらの措置を最大限より効果的に講じていくことを目指して、中長期的視点に立った計画的な取組に努めなければならないものとする。その際、エネルギーマネジメントシステムの規格であるISO50001の活用について検討すること。

また、賃貸事業者と賃借事業者は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、エネルギーの使用の合理化の適

また、賃貸事業者と賃借事業者は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を促すため、エネルギーの使用及び使用の合理化に係る費用の負担方法にその成果が反映される仕組み等を構築するように努めるものとする。

また、事業者は、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために技術の提供、助言、事業の連携等により、他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を行うことについて検討すること。

1 [略]

切かつ有効な実施を促すため、エネルギーの使用及び使用の合理化に係る費用の負担方法にその成果が反映される仕組み等を構築するように努めるものとする。

また、事業者は、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために技術の提供、助言、事業の連携等により、他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を行うことについて検討すること。

1 [略]

2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事

項

(1) [略]

(2) 自然界に存する熱（太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱を除く。）及び廃熱等の活用

① 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱、工場排水熱及び下水熱等について、エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプその他の施設又は設備を活用した熱効率の高い設備を用いて、できるだけその利用を図るよう検討すること。

②・③ [略]

[削る]

2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事

項

(1) [略]

(2) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用

① 工場等又はその周辺において、工場排水、下水、河川水、海水、地下水、温泉未利用熱等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用した熱効率の高い設備を用いて、できるだけその利用を図るよう検討すること。

②・③ [略]

④ 総合的なエネルギーの使用の合理化の観

点から、太陽光発電、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用について検討すること。

(3)～(6) [略]

[新設]

(3)～(6) [略]

Ⅲ 工場等における非化石エネルギーへの転換に

関する事業者の判断の基準（令和5年経済産業省告示第28号）との関係

非化石エネルギーへの転換に関する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

工場等におけるエネルギー消費原単位の算出に当たっては、非化石燃料の熱量に0.8を乗じるものとする。

別表第1～別表第4 [略]

別表第4の2(A) 時間帯別電気需要最適化係

数

別表第1～別表第4 [略]
[新設]

<u>時間帯の区分</u>	<u>時間帯別電気</u> <u>需要最適化係</u> <u>数 (単位: GJ</u> <u> / kWh)</u>
<u>(1) 時間帯別に計測した系</u>	<u>3.60</u>

統電気の換算における出力制御時間帯

一般送配電事業者（電

気事業法第2条第1項第

9号に規定する一般送配

電事業者をいう。以下同

じ。）が事業者の工場等

が存するエリアにおける

再生可能エネルギー電

気

の出力の抑制（再生可能

エネルギー電気の利用の

促進に関する特別措置法

施行規則（平成24年経済

<p><u>産業省令第46号）第5条</u> <u>第1項第8号の4イ又は</u> <u>第14条第1項第8号イの</u> <u>出力の抑制をいい、以下</u> <u>単に「出力制御」とい</u> <u>う。）が見込まれると2</u> <u>日前の時点で公表した場</u> <u>合、当該出力制御が見込</u> <u>まれる日の8時から16時</u> <u>まで</u></p>	
<p><u>(2) 時間帯別に計測した系</u> <u>統電気の換算における靈</u></p>	<p><u>12.2</u></p>

給状況が厳しい時間帯

広域的運営推進機関（

電気事業法第28条の4の

広域的運営推進機関をい

う。以下同じ。）が事業

者の工場等が存するエリ

アにおける広域エリアの

予備率が、一部の時間帯

で5%未満となることが

見込まれると前日時点で

公表した場合、当該時間

帯を含む日の0時から24

時まで

<u>(3)</u> <u>時間帯別に計測した系統電気の換算におけるその他の時間帯</u> <u>(1)及び(2)以外の時間帯</u>	<u>9.40</u>
--	-------------

(備考)

1 「系統電気」とは、一般送配電事業者、電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第5号ロに規定する接続供給により供給される

ものを除く。)をいう。

2 電気需要最適化評価原単位は、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第1条に定める熱を除く。以下同じ。）及び電気を原油換算したエネルギーの使用量の和を、生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除することと算出すること。

3 電気需要最適化評価原単位の算出に用いる系統電気の使用量は、時間帯別に計測した系統電気の使用量に時間帯別電気需要最

適化係数を乗じることで熱量を算出した後、熱量 1 GJを0.0258k1として原油換算すること。

4 時間帯別に計測した系統電気の使用量とは、30分単位又は1時間単位で計測した系統電気の使用量をいう。

5 工場等が存するエリアにおいて、同日について、一般送配電事業者が2日前の時点で出力制御を見込み、かつ、広域的運営推進機関が前日時点で広域エリアの予備率が5%未満の時間帯を含むことを見込んだ場合は、当該日における系統電気の時間帯別電気需要最適化係数は8時から16時までには

3.60GJ/千kWh、0時から8時まで及びび16時から24時まででは12.2GJ/千kWhとする。

別表第4の2(B) 月別電気需要最適化係数の

[新設]

算定のための換算係数

<u>時間帯の区分</u>	<u>換算係数 (単位: GJ/千kWh)</u>
	<u>2</u>
<u>(1) 月別に計測した系統電気の換算における出力制御時間帯</u>	<u>3.60</u>
<u>一般送配電事業者が事</u>	

<p><u>業者の工場等が存するエリアにおいて出力制御を実施したことを公表した場合、当該出力制御を実施した時間帯</u></p>	
<p><u>(2) 月別に計測した系統電気の換算における需給が厳しい時間帯</u> <u>広域的運営推進機関が事業者の工場等が存するエリアにおける広域エリアの予備率が5%未満の</u></p>	<p><u>12.2</u></p>

<p><u>時間帯を公表した場合、当該時間帯を含む日は0時から24時まで</u></p>	
<p><u>(3) 月別に計測した系統電気の換算におけるその他の時間帯</u> <u>(1)及び(2)以外の時間帯</u></p>	<p><u>9.40</u></p>

(備考)

- 1 電気需要最適化評価原単位は、化石燃料及び非化石燃料並びに熱及び電気を原油換算したエネルギーの使用量の和を、生産数

量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除すること
で算出すること。

2 電気需要最適化評価原単位の算出に用いる系統電気の使用量は、月別に計測した系統電気の使用量に月別電気需要最適化係数を乗じることで熱量を算出した後、熱量1GJを0.0258k1として原油換算すること。

3 月別に計測した系統電気の使用量とは、一月単位で計測した系統電気の使用量をいう。

4 月別電気需要最適化係数は、上記の表に掲げる換算係数の月ごとの平均値とし、定

期報告対象年度において一般送配電事業者
が実施した出力制御の実績と広域的運営推
進機関が公表する広域エリアの予備率の実
績を基にエリア（電気事業法第2条第1項
第8号の供給区域をいう。）ごとに設定さ
れる。

5 工場等が存するエリアにおいて、同日に
ついて、一般送配電事業者が出力制御を実
施し、かつ、広域的運営推進機関が広域エ
リアの予備率が5%未満の時間帯を公表し
た場合は、当該日における系統電気の換算
係数は出力制御を実施した時間帯は3.60GJ
／kWh、それ以外の時間帯は12.2GJ／kWh

Whとする。

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A ～ 1 C	[略]	[略]	[略]
2 A	電力供給業 (電気事業)	[略]	[略]

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A ～ 1 C	[略]	[略]	[略]
2 A	電力供給業 (電気事業)	[略]	[略]

法第2条第
1項第14号
に定める発
電事業のう
ち、エネルギー
ギーの使用
の合理化及
び非化石エ
ネルギーへ
の転換等に
関する法律
第2条第1
項の電気（

法第2条第
1項第14号
に定める発
電事業のう
ち、エネルギー
ギーの使用
の合理化等
に関する法
律第2条第
1項の電気
を発電する
事業の用に
供する火力

	<p><u>同条第4項</u> <u>の非化石電</u> <u>気を除く。</u> <u>）を発電す</u> <u>る事業の用</u> <u>に供する火</u> <u>力発電設備</u> <u>を設置して</u> <u>発電を行う</u> <u>事業。以下</u> <u>同じ）</u></p>		
2 B	[略]	[略]	[略]

	<p>発電設備を 設置して発 電を行う事 業。以下同 じ)</p>		
2 B	[略]	[略]	[略]

<p>～17</p>	<p>～17</p>
<p>(備考)</p> <p><u>1</u> <u>表及び備考中のエネルギーは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第4項の非化石エネルギーを除く。</u></p> <p><u>2-1</u>～<u>9</u> [略]</p>	<p>(備考)</p> <p>[新設]</p> <p><u>1-1</u>～<u>8</u> [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律

等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、告示第一号
経済産業省、国土交通省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これ	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これ

に類する用途に供する工場等を設置して
いるものによるエネルギーの使用の合理化に
関する中長期的な計画の作成のための指針

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統
括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用
途に供する工場又は事務所その他の事業場（以下
「工場等」という。）においてエネルギーを使用
して事業を行う者によるエネルギーの使用の合理
化に関する中長期的な計画の作成に当たっては、
以下の事項を検討することにより、その適確な作
成に資するものである。

- (1) 空気調和設備
工場等におけるエネルギーの使用の合理化

に類する用途に供する工場等を設置して
いるものによる中長期的な計画の作成のため
の指針

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統
括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用
途に供する工場又は事務所その他の事業場（以下
「工場等」という。）においてエネルギーを使用
して事業を行う者による中長期的な計画の作成に
当たっては、以下の事項を検討することにより、
その適確な作成に資するものである。

- (1) 空気調和設備
工場等におけるエネルギーの使用の合理化

に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）中、Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-1の(1)空調と設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器（エネルギー

に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）中、Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-1の(1)空調と設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器（エネルギー

一の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
第149条第1項に掲げる特定エネルギー消費機器をいう。以下同じ。）に該当する設備等を導入する場合には、同条第2項の規定に基づくエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率（以下「トツプラシナー基準」という。）を満たすものの採用を検討すること。

- ① 空調熱源設備・システム

設備・システム

具体的内容

一の使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第145条第1項に掲げる特定エネルギー消費機器をいう。以下同じ。）に該当する設備等を導入する場合には、同条第2項の規定に基づくエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率（以下「トツプラシナー基準」という。）を満たすものの採用を検討すること。

- ① 空調熱源設備・システム

設備・システム

具体的内容

<p>・技術名</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>熱回収型ヒートポンプ方式蓄熱システム</p>	<p>ヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う際に冷房排熱又は<u>温度差エネルギー</u>（<u>太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱による温度差エネルギーを除く。</u>）を回収して蓄熱槽に蓄え、暖房に利用するもの。</p>

<p>・技術名</p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>熱回収型ヒートポンプ方式蓄熱システム</p>	<p>ヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う際に冷房排熱又は<u>温度差エネルギー</u>を回収して蓄熱槽に蓄え、暖房に利用するもの。</p>

[略]	[略]
<p>高効率吸収式冷凍機又は高効率吸収式冷温水機</p>	<p>二重効用型や三重効用型など、従来型に比べて同量の冷温水を得るための<u>燃料</u>（<u>化石燃料及び非化石燃料</u>をいう。以下同じ。）消費量が少ない吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機であつて、次のいずれかを満たすもの。</p> <p>ア．．イ． [略]</p>

[略]	[略]
<p>高効率吸収式冷凍機又は高効率吸収式冷温水機</p>	<p>二重効用型や三重効用型など、従来型に比べて同量の冷温水を得るための<u>燃料</u>消費量が少ない吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機であつて、次のいずれかを満たすもの。</p> <p>ア．．イ． [略]</p>

[略]	[略]
デシカント空気調和システム	<p>空気中の湿分を乾燥剤により直接吸湿することにより処理するシステム。過冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再熱方式に比べて高効率であり、乾燥剤の再生に排熱<u>等</u>を利用できる場合にはより有効。
[略]	[略]

②～④ [略]

[略]	[略]
デシカント空気調和システム	<p>空気中の湿分を乾燥剤により直接吸湿することにより処理するシステム。過冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再熱方式に比べて高効率であり、乾燥剤の再生に排熱や<u>太陽熱</u>を利用できる場合にはより有効。
[略]	[略]

②～④ [略]

(2)・(3) [略]

(4) 給湯設備

判断基準中、目標及び措置部分の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-1の(4)給湯設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

① 給湯熱源設備・システム

設備・システム ・技術名	具体的内容
-----------------	-------

(2)・(3) [略]

(4) 給湯設備

判断基準中、目標及び措置部分の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-1の(4)給湯設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

① 給湯熱源設備・システム

設備・システム ・技術名	具体的内容
-----------------	-------

[略]	[略]
各種熱利用型給湯システム	従来の給湯器の熱源の一部として <u>地中熱</u> や他の機器の廃熱等を活用したり、異なる熱源の給湯器を組み合わせ効率的に運用すること等により、従来に比べ一次エネルギー使用量を抑えることができるシステム。

[略]	[略]
各種熱利用型給湯システム	従来の給湯器の熱源の一部として <u>太陽熱・地中熱</u> や他の機器の廃熱等を活用したり、異なる熱源の給湯器を組み合わせ効率的に運用すること等により、従来に比べ一次エネルギー使用量を抑えることができるシステム。

[略]

[略]

② [略]

(5)～(9) [略]

(10) 自然界に存する熱（太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱を除く。以下同じ。）及び廃熱等の活用

判断基準中、目標及び措置部分の2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の(2)自然界に存する熱（太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱を除く。）及び廃熱等の活用の活用の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる

[略]

[略]

② [略]

(5)～(9) [略]

(10) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用

判断基準中、目標及び措置部分の2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の(2)未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的

設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

設備・システム ・技術名	具 体 的 内 容
水圧の有効利用 設備	開放型蓄熱システム等でポンプ揚水した水的位置エネルギーを使用し、落水時に水車を回し、 <u>ポンプ動力の一部として回収する設備。</u> <u>動力回収水車ポンプ装置等</u>

な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

設備・システム ・技術名	具 体 的 内 容
水圧の有効利用 設備	開放型蓄熱システム等でポンプ揚水した水的位置エネルギーを使用し、落水時に水車を回し、 <u>ポンプ動力の一部として回収したり、発電機を回し電力として回収</u>

	がある。
<u>自然界に存する熱及び廃熱等を</u>	<u>海水熱、河川水熱、地中熱</u>
<u>利用する施設又は設備</u>	<u>大気熱、工場排水及び下水等について、エネルギーを</u> <u>回収し、空気調和、給湯に</u> <u>利用する施設又は設備。</u>
[略]	[略]

	<u>する設備。動力回収水車ポンプ装置、小水力発電設備等</u> <u>がある。</u>
<u>温度差エネルギー</u>	<u>事業場等の温排水、又は近</u>
<u>一利用システム</u>	<u>傍にある下水、河川水、地</u> <u>下水等及び事業場内の中水</u> <u>設備等の温度差エネルギー</u> <u>をヒートポンプで回収し、</u> <u>空気調和、給湯に利用する</u> <u>システム。</u>
[略]	[略]

[削る]	[削る]
[削る]	[削る]

(11) [略]

<u>太陽熱利用システム</u>	<u>吸収式冷凍機、給湯器等の熱源として太陽熱を利用し、空気調和、給湯に利用するシステム。</u>
<u>太陽光発電システム</u>	<u>太陽光パネルによって太陽光を電気エネルギーに変換して活用するシステム。</u>

(11) [略]

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第一号
国土交通省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているも

のによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる <u>エネルギーの使用</u>	特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる <u>中長期的な計画の</u>

の合理化に関する中長期的な計画の作成の

ための指針

- 1 製造業一般（「2 特定業種」において特定されている4業種を除く全ての製造業をいう。以下同じ。）

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業一般に分類される業種に属する事業の用に供する工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

作成のための指針

- 1 製造業一般（「2 特定業種」において特定されている4業種を除く全ての製造業をいう。以下同じ。）

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業一般に分類される業種に属する事業の用に供する工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

(1) 燃焼設備

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）において定めるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-2の(1)燃焼設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として

(1) 燃焼設備

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）において定めるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-2の(1)燃焼設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として

掲げるものである。

① [略]

② 熱効率の向上

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
[略]	[略]	[略]
<u>可燃廃液・可燃</u>	[略]	[略]
<u>排ガス混焼設備</u>		
<u>バーナー</u> (原材		

掲げるものである。

① [略]

② 熱効率の向上

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
[略]	[略]	[略]
<u>可燃廃液・可燃</u>	[略]	[略]
<u>排ガス混焼設備</u>		
<u>バーナー</u>		

<u>料の加工等に伴</u> <u>って生成された</u> <u>可燃塵液及び可</u> <u>燃排ガス並びに</u> <u>他者から供給さ</u> <u>れた可燃塵液及</u> <u>び可燃排ガスを</u> <u>用いるものを除</u> <u>く。)</u>		
[略]	[略]	[略]

③～⑤ [略]

[略]	[略]	[略]

③～⑤ [略]

(2) 熱利用設備

判断基準中目標及び措置部分の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-2の(2)熱利用設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器 (エネルギー

ーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの

転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)

第149条第1項に掲げる特定エネルギー消費機器をいう。以下同じ。) に該当する設備等

(2) 熱利用設備

判断基準中目標及び措置部分の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1-2の(2)熱利用設備の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器 (エネルギー

ーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年

法律第49号) 第145条第1項に掲げる特定エ

ネルギー消費機器をいう。以下同じ。) に該当する設備等を導入する場合には、同条第2

を導入する場合には、同条第2項の規定に基づきエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率（以下「トツプランナー基準」という。）を満たすものの採用を検討すること。

①～⑱ [略]

(3)～(5) [略]

(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等

判断基準中目標及び措置部分の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1～2の(6)空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等

項の規定に基づきエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率（以下「トツプランナー基準」という。）を満たすものの採用を検討すること。

①～⑱ [略]

(3)～(5) [略]

(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等

判断基準中目標及び措置部分の1 エネルギー消費設備等に関する事項の1～2の(6)空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等

の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプラソナー基準を満たすものの採用を検討すること。

① 空気調和設備

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
-----------------	-------	------------------------

の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプラソナー基準を満たすものの採用を検討すること。

① 空気調和設備

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
-----------------	-------	------------------------

[略]	[略]	[略]
熱回収型ヒートポンプ方式熱源装置	ヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う際に冷房排熱又は温度差エネルギー（ <u>太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱による温度差エネルギー</u>	全業種

[略]	[略]	[略]
熱回収型ヒートポンプ方式熱源装置	ヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う際に冷房排熱又は温度差エネルギーを回収して蓄熱槽に蓄え、暖房に利用するもの。	全業種

	<u>ギーを除く。</u>)を回収して蓄熱槽に蓄え、暖房に利用するもの。	
[略]	[略]	[略]
排熱等利用型吸収式冷凍機又は排熱等利用型吸収式冷温水機	コージェネレーション設備の排ガス、排蒸気、排温水を熱源として	[略]

[略]	[略]	[略]
排熱等利用型吸収式冷凍機又は排熱等利用型吸収式冷温水機	コージェネレーション設備の排ガス、排蒸気、排温水を熱源として	[略]

利用する吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機や、排ガス、排蒸気、排温水を補助熱源として投入しエネルギー消費を抑えるタイプの吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機であって

利用する吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機や、排ガス、排蒸気、排温水、太陽熱を補助熱源として投入しエネルギー消費を抑えるタイプの吸収式冷凍機又は吸収式冷温水機

	、次のいずれかを満たすものの。 ア．．イ． [略]	
[略]	[略]	[略]
デシカント空気 調和システム	空気中の湿分を乾燥剤により直接吸湿することにより処理するシステム	[略]

	であって、次のいずれかを満たすもの。 ア．．イ． [略]	
[略]	[略]	[略]
デシカント空気 調和システム	空気中の湿分を乾燥剤により直接吸湿することにより処理するシステム	[略]

	<p>テム。過冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再熱方式に比べて高効率であり、乾燥剤の再生に排熱<u>篋</u>を利用できる場合にはより有効。 	
[略]	[略]	[略]

② 給湯熱源設備・システム

	<p>テム。過冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再熱方式に比べて高効率であり、乾燥剤の再生に排熱や<u>太陽熱</u>を利用できる場合にはより有効。 	
[略]	[略]	[略]

② 給湯熱源設備・システム

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
[略]	[略]	[略]
各種熱利用型給湯システム	従来の給湯器の熱源の一部として <u>地中熱</u> や他の機器の廃熱等を活用したり、異なる	[略]

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
[略]	[略]	[略]
各種熱利用型給湯システム	従来の給湯器の熱源の一部として <u>太陽熱</u> ・ <u>地中熱</u> や他の機器の廃熱等を活用した	[略]

	<p>る熱源の給湯器を組み合わせた効率的に運用すること等により、従来に比べ一次エネルギー使用量を抑えることができるシステム。</p>	
[略]	[略]	[略]

	<p>り、異なる熱源の給湯器を組み合わせた効率的に運用すること等により、従来に比べ一次エネルギー使用量を抑えることができるシステム。</p>	
[略]	[略]	[略]

③～⑦ [略]

(7)・(8) [略]

(9) 自然界に存する熱（太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱を除く。以下同じ。）及び廃熱等の活用

判断基準中目標及び措置部分の2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の(2)
自然界に存する熱（太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱を除く。）及び廃熱等の活用の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成

③～⑦ [略]

(7)・(8) [略]

(9) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用

判断基準中目標及び措置部分の2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の(2)
未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用の項目で規定する目標及び措置等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるも

における検討対象として掲げるものである。

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
[略]	[略]	[略]
<u>廃棄物、廃液の</u> <u>ガス化・液（油</u> <u>）化・固形燃料</u> <u>化装置（原材料</u> <u>の加工等に伴っ</u>	[略]	[略]

のである。

設備・システム ・技術名	具体的内容	導入の可能性 のある業種・ 工程
[略]	[略]	[略]
<u>廃棄物、廃液の</u> <u>ガス化・液（油</u> <u>）化・固形燃料</u> <u>化装置</u>	[略]	[略]

<p>て生成された廃 棄物及び廃液並 びに他者から供 給された廃棄物 及び廃液を用い るものを除く。 と</p>		
<p>廃棄物、廃液の ガス化・液（油 ）化・固形燃料 化による熱利用 ・発電装置（原</p>	[略]	[略]

<p>廃棄物、廃液の ガス化・液（油 ）化・固形燃料 化による熱利用 ・発電装置</p>	[略]	[略]

<u>材料の加工等に</u> <u>伴って生成され</u> <u>た廃棄物及び廃</u> <u>液並びに他者か</u> <u>ら供給された廃</u> <u>棄物及び廃液を</u> <u>用いるものを除</u> <u>く。)</u>		
[削る]	[削る]	[削る]

<u>排水嫌気処理メ</u> <u>タンガス有効利</u> <u>用システム</u>	<u>嫌気排水処理</u> <u>設備から発生</u> <u>するメタンガ</u> <u>スを燃料電池</u>	<u>食料品製造業</u> <u>、飲料・たば</u> <u>こ・飼料製造</u> <u>業</u>
--	--	---

	<u>設備等へ利用</u> <u>するシステム</u> <u>△。</u>	
<u>自然界に存する</u> <u>熱及び廃熱等を</u> <u>利用する施設又</u> <u>は設備</u>	<u>海水熱、河川</u> <u>水熱、地中熱</u> <u>、大気熱、工</u> <u>場排水及び下</u> <u>水等について</u> <u>、エネルギー</u> <u>を回収し、フ</u> <u>ロセス冷却・</u> <u>加温、空気調</u>	[略]

<u>温度差エネルギー</u> <u>一利用システム</u>	<u>工場近傍にあ</u> <u>る工場温排水</u> <u>、下水、河川</u> <u>水、海水、地</u> <u>下水、温泉水</u> <u>等の温度差エ</u> <u>ネルギーを効</u> <u>率の良いヒー</u> <u>トポンプで回</u>	[略]
-----------------------------------	---	-----

	<p>和、給湯に利 用する<u>施設又 は設備</u>。状況 により熱回収 率及びシステ ムの運転効率 の向上を図り 得る蓄熱槽の 設置が有効。</p>					
				<p>収し、プロセ ス冷却・加温 、空気調和、 給湯に利用す る<u>システム</u>。 状況により熱 回収率及びシ ステムの運転 効率の向上を 図り得る蓄熱 槽の設置が有 効。</p>		

[略]	[略]	[略]
[削る]	[削る]	[削る]

(10) [略]

2 特定業種 [略]

(1) パルプ製造業及び紙製造業

パルプ製造業及び紙製造業については、主要な工程であるパルプ化工程（クラフトパルプ（KP）、機械パルプ、古紙パルプ）、抄紙工程（紙・板紙）及び動力工程並びにその

[略]	[略]	[略]
<u>再生可能エネルギー</u>	<u>太陽光発電</u>	<u>全業種</u>
<u>ゼー</u>	<u>システム</u>	

(10) [略]

2 特定業種 [略]

(1) パルプ製造業及び紙製造業

パルプ製造業及び紙製造業については、主要な工程であるパルプ化工程（クラフトパルプ（KP）、機械パルプ、古紙パルプ）、抄紙工程（紙・板紙）及び動力工程並びにその

他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

工 程 等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
動力工程 (<u>黒液を使用する工程のうち、</u>	[略]	[略]

他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

工 程 等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
動力工程 (<u>回収黒液</u>)	[略]	[略]

<u>原材料の加工等に</u> <u>伴って生成され</u> <u>た黒液及び他</u> <u>者から供給され</u> <u>た黒液を使用す</u> <u>るものを除く。</u>)		
[略]	[略]	[略]

(2) 石油化学系基礎製品製造業

石油化学系基礎製品製造業については、ナフサ分解プラントにおける主要な工程である

[略]	[略]	[略]

(2) 石油化学系基礎製品製造業

石油化学系基礎製品製造業については、ナフサ分解プラントにおける主要な工程である

ナフサ分解工程、高温分離工程、圧縮工程、冷凍圧縮工程及び低温分離工程並びにその他の主要エネルギー消費設備並びにその他のプラントにおける加熱炉工程、反応操作工程、圧縮操作工程、蒸発操作工程及び分離操作工程並びにその他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

(2-1) [略]

(2-2) その他のプラント

ナフサ分解工程、高温分離工程、圧縮工程、冷凍圧縮工程及び低温分離工程並びにその他の主要エネルギー消費設備並びにその他のプラントにおける加熱炉工程、反応操作工程、圧縮操作工程、蒸発操作工程及び分離操作工程並びにその他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

(2-1) [略]

(2-2) その他のプラント

工 程 等	設備区分	具体的内容
加熱炉工程 (管式加熱炉及 びボイラー等)	燃焼設備	<p>1. [略]</p> <p>2. 熱効率の 向上</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ <u>可燃廃液</u></p> <p>・<u>可燃排</u></p> <p><u>ガス混焼</u></p> <p><u>バーナー</u></p> <p><u>(原材料)</u></p>

工 程 等	設備区分	具体的内容
加熱炉工程 (管式加熱炉及 びボイラー等)	燃焼設備	<p>1. [略]</p> <p>2. 熱効率の 向上</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ <u>可燃廃液</u></p> <p>・<u>可燃排</u></p> <p><u>ガス混焼</u></p> <p><u>バーナー</u></p>

の加工等
に伴って
生成され
た可燃塵
液及び可
燃排ガス
並びに他
者から供
給された
可燃塵液
及び可燃
排ガスを
用いるも

		<u>のを除</u>	
		<u>く。)</u>	
		⑥・⑦ [
		略]	
		3. ~ 9.	
		[略]	
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
その他の主要エ	[略]	[略]	[略]
ネルギー消費設			

		⑥・⑦ [
		略]	
		3. ~ 9.	
		[略]	
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
その他の主要エ	[略]	[略]	[略]
ネルギー消費設			

備	その他	1. ～ 5. [略]
		6. <u>廃棄物、 廃液 (原材 料の加工等 に伴って生 成された廃 棄物及び廃 液並びに他 者から供給 された廃棄 物及び廃液 を除く。)</u>

備	その他	1. ～ 5. [略]
		6. <u>廃棄物、 廃液のガス 化、液化装 置</u>

のガス化、
液化装置

7. 廃棄物、
廃液（原材
料の加工等
に伴って生
成された廃
棄物及び廃
液並びに他
者から供給
された廃棄
物及び廃液
を除く。）

7. 廃棄物、
廃液のガス
化、液化発
電装置

のガス化、
液化発電装
置

8. 廃棄物 (原材料の加
工等に伴つ
て生成され
たもの及び
他者から供
給されたも
のを除く。
) の固形燃
料化装置

8. 廃棄物の
固形燃料化
装置

		9. <u>廃棄物</u> (<u>原材料</u> の加 <u>工</u> 等に伴つ <u>て</u> 生成され <u>た</u> もの及び <u>他</u> 者から供 <u>給</u> されたもの <u>を</u> 除く。 <u>)</u> の固形化 <u>燃料</u> による <u>発電</u> 装置 10. [略]
--	--	--

		9. <u>廃棄物</u> の <u>固形化燃料</u> <u>による</u> <u>発電</u> <u>装置</u> 10. [略]
--	--	--

(3) セメント製造業

セメント製造業については、主要な工程である原料粉砕工程、焼成工程及び仕上工程並びにその他の主要エネルギー消費設備に関して、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

(3) セメント製造業

セメント製造業については、主要な工程である原料粉砕工程、焼成工程及び仕上工程並びにその他の主要エネルギー消費設備に関して、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

焼成工程	[略]	[略]
	[削る]	[削る]

焼成工程	[略]	[略]
	<u>廃棄物燃料利 用設備</u>	<u>1. 廃タイヤ</u> <u>、廃プラスチック</u> <u>、チップ、R</u> <u>DF、紙類</u> <u>(RPF)</u> <u>及び木くず</u> <u>等の利用技</u> <u>術の開発、</u> <u>利用設備の</u> <u>導入及び利</u>

			[略]	[略]	[略]
--	--	--	-----	-----	-----

		<u>用量の増大</u> <u>2. 廃油、副</u> <u>生油等その</u> <u>他廃棄物燃</u> <u>料の利用技</u> <u>術開発、利</u> <u>用設備の導</u> <u>入及び利用</u> <u>量の増大</u>	[略]	[略]	[略]
--	--	---	-----	-----	-----

<p>その他の主要エネルギー消費設備</p>	<p>熱利用設備</p>	<p>1. [略]</p> <p>2. <u>自家発電設備の高効率化</u></p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

<p>その他の主要エネルギー消費設備</p>	<p>熱利用設備</p>	<p>1. [略]</p> <p>2. <u>自家発電設備の高効率化 (廃棄物燃料の利用技術の開発、利用設備の導入及び利用量の増大)</u></p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

(4) 鉄鋼業

鉄鋼業については、鉄鋼業のうち、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び铸铁管製造業における主要な工程である製銑工程（コークス工程、焼結工程、高炉工程）、製鋼工程、圧延・金属加工・表面処理工程、フェロアロイ製造工程、伸線工程、引抜工程及び铸铁管製造工程並びにその他の主要エネルギー消費設備、銑鉄铸件製造業及び可鍛铸铁製造業における主要な工程である溶解工程、鑄造工程、仕上工程及び熱処

(4) 鉄鋼業

鉄鋼業については、鉄鋼業のうち、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び铸铁管製造業における主要な工程である製銑工程（コークス工程、焼結工程、高炉工程）、製鋼工程、圧延・金属加工・表面処理工程、フェロアロイ製造工程、伸線工程、引抜工程及び铸铁管製造工程並びにその他の主要エネルギー消費設備、銑鉄铸件製造業及び可鍛铸铁製造業における主要な工程である溶解工程、鑄造工程、仕上工程及び熱処

理工程並びにその他の主要エネルギー消費設備、鋳鋼製造業における主要な工程である製鋼工程、鋳造工程、鋳仕上工程、熱処理工程及び機械加工工程並びにその他の主要エネルギー消費設備、鍛工品製造業における主要な工程である素材切断工程、加熱工程、鍛造工程、熱処理工程、型成形・加工工程及び仕上

- ・ 検査工程並びにその他の主要エネルギー消費設備並びに鋳鋼製造業における主要な工程である製鋼工程、造塊工程、加熱工程、鍛造工程、余材切断工程、熱処理工程及び機械加工工程並びにその他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分等の

理工程並びにその他の主要エネルギー消費設備、鋳鋼製造業における主要な工程である製鋼工程、鋳造工程、鋳仕上工程、熱処理工程及び機械加工工程並びにその他の主要エネルギー消費設備、鍛工品製造業における主要な工程である素材切断工程、加熱工程、鍛造工程、熱処理工程、型成形・加工工程及び仕上

- ・ 検査工程並びにその他の主要エネルギー消費設備並びに鋳鋼製造業における主要な工程である製鋼工程、造塊工程、加熱工程、鍛造工程、余材切断工程、熱処理工程及び機械加工工程並びにその他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分等の

実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

(4-1) 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び铸铁管製造業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エ	[略]	[略]

実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

(4-1) 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び铸铁管製造業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エ	[略]	[略]

エネルギー消費設		備
その他	1. ～ 5. [略]	
	6. <u>廃棄物等</u> <u>(原材料の</u> <u>加工等に伴</u> <u>って生成さ</u> <u>れたもの及</u> <u>び他者から</u> <u>供給された</u> <u>ものを除</u> <u>く。)</u> の燃 料化技術	

エネルギー消費設		備
その他	1. ～ 5. [略]	
	6. <u>廃棄物等</u> の燃料化技 術	

<p>(4-2) ~ (4-5) [略]</p> <p>別表2 [略]</p> <p>備考</p> <p>※ 下水熱や工場排水等を熱源水として活用するヒートポンプが有効。</p>	<p>(4-2) ~ (4-5) [略]</p> <p>別表2 [略]</p> <p>備考</p> <p>※ 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプが有効。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○ 厚生労働省、経済産業省、
国土交通省、環境省
告示第一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供す

る工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>特定事業者又は認定管理統括事業者のうち 上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属 する事業の用に供する工場等を設置してい るものによる<u>エネルギーの使用の合理化に</u> <u>関する中長期的な計画</u>の作成のための指針</p>	<p>特定事業者又は認定管理統括事業者のうち 上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属 する事業の用に供する工場等を設置してい るものによる<u>中長期的な計画</u>の作成のため の指針</p>

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち、上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に分類される業種に属する事業の用に供する工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

1 上水道業

上水道業については、主要な工程である取水・導水工程、沈でん・ろ過工程、高度浄水工程、排水処理工程、送水・配水工程及び総合管理等並びにその他の主要エネルギー消費設備等に

特定事業者又は認定管理統括事業者のうち、上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に分類される業種に属する事業の用に供する工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

1 上水道業

上水道業については、主要な工程である取水・導水工程、沈でん・ろ過工程、高度浄水工程、排水処理工程、送水・配水工程及び総合管理等並びにその他の主要エネルギー消費設備等に

関し、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。

）において定めるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）等の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149

関し、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。

）において定めるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）等の実現に資する設備・システム・技術（以下「設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第145条第1項に掲げる特定エネルギー

条第1項に掲げる特定エネルギー消費機器をいう。以下同じ。)に該当する設備等を導入する場合には、同条第2項の規定に基づくエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率 (以下「トランサナー基準」という。)を満たすものの採用を検討すると。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

一消費機器をいう。以下同じ。)に該当する設備等を導入する場合には、同条第2項の規定に基づくエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率 (以下「トランサナー基準」という。)を満たすものの採用を検討すること。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]

その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]	[略]
	[削る]	[削る]	[削る]
	[削る]	[削る]	[削る]

その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]	[略]
	<u>未利用エネルギー</u>	<u>小水力発電</u>	<u>管路の残存圧力を利用</u>
	<u>再生可能エネルギー</u>	<u>備</u>	<u>した取水・送水等への小水力発電設備の導入</u>
	<u>ギ一筆</u>	<u>再生可能エネルギー</u>	<u>太陽光発電システム等の導入</u>
		<u>再生可能エネルギー</u>	<u>の導入</u>
		<u>筆</u>	

2 下水道業

下水道業については、主要な工程である前処理・揚水工程、水処理工程、汚泥処理工程、汚泥焼却工程及び総合管理並びにその他の主要エネルギー消費設備等に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

2 下水道業

下水道業については、主要な工程である前処理・揚水工程、水処理工程、汚泥処理工程、汚泥焼却工程及び総合管理並びにその他の主要エネルギー消費設備等に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	下水熱有効利用設備	[略]
	消化ガス有効利用設備	[略]

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	未利用エネルギー ・再生可能エネルギー	下水熱有効利用設備
	消化ガス有効利用設備	[略]

水圧の有効利用設備	水の位置 エネルギー を使用 し、落水 時に水車 を回し、 ポンプ動 力の一部 として回 収する設

利用設備	
水圧の有効利用設備	水の位置 エネルギー を使用 し、落水 時に水車 を回し、 ポンプ動 力の一部 として回 収したり

	<p>備。動力 回収水車 ポンプ装 置等があ る。</p>	<p>焼却炉廃熱有効利 [略]</p>
--	---	-------------------------

	<p>、発電機 を回し電 力として 回収する 設備。動 力回収水 車ポンプ 装置、小 水力発電 設備等が ある。</p>	<p>焼却炉 [略]</p>
--	--	--------------------

	用設備	
	[削る]	[削る]

3 廃棄物処理業

廃棄物処理業については、主要な工程である
受入供給工程、熱処理工程、後処理工程、発電
工程及び総合管理並びにその他の主要エネルギー

	廃熱有効利用設備	
	<u>再生可能エネルギー</u>	<u>太陽光発電システム等の導入</u>

3 廃棄物処理業

廃棄物処理業については、主要な工程である
受入供給工程、熱処理工程、後処理工程、発電
工程及び総合管理並びにその他の主要エネルギー

一消費設備等に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、(1)に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。ただし、廃棄物処理業のうち、し尿処分業におけるし尿処理施設については、主要な工程である水処理工程、汚泥処理工程及び総合管理並びにその他の主要エネルギー消費設備等に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、(2)に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。

一消費設備等に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、(1)に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。ただし、廃棄物処理業のうち、し尿処分業におけるし尿処理施設については、主要な工程である水処理工程、汚泥処理工程及び総合管理並びにその他の主要エネルギー消費設備等に関し、判断基準中目標及び措置部分等の実現に資する設備等の具体例としては、(2)に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

(1) 廃棄物処理業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
熱処理工程	[略]	[略]
	熱利用設備	灰溶融設備

なお、特定エネルギー消費機器に該当する設備等を導入する場合には、トツプランナー基準を満たすものの採用を検討すること。

(1) 廃棄物処理業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
熱処理工程	[略]	[略]
	熱利用設備	灰溶融設備

①高効率

バーナ

一、純

酸素バ

ーナ

、廃棄

物 (原

材料の

加工等

に伴つ

て生成

された

廃棄物

①高効率

バーナ

一、純

酸素バ

ーナ

、廃棄

物利用

バーナ

二

及び他
者から
供給さ
れた廢
棄物を
用いる
ものを
除く。
利用
バーナ
ニ
② [略
]

② [略
]

			2.・3. [略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]	[略]
	[削る]	[削る]	[削る]

			2.・3. [略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]	[略]
	<u>未利用エネルギー</u>	<u>太陽光発電</u>	
	<u>・再生可能エネルギー</u>	<u>システム等</u>	
	<u>ギ一等</u>	<u>の導入</u>	

(2) し尿処分業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	消化ガス有効利用設備	[略]

(2) し尿処分業

工程等	設備区分	具体的内容
[略]	[略]	[略]
その他の主要エネルギー消費設備等	[略]	[略]
	未利用エネルギー ・再生可能エネルギー等	消化ガス有効利用設備

生物反応熱有効利用設備	[略]
[削る]	[削る]

別表 [略]

備考

※ 下水熱や工場排水等を熱源水として活用する

生物反応熱有効利用設備	[略]
再生可能エネルギー等の導入	太陽光発電システム等の導入

別表 [略]

備考

※ 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水とし

ヒートポンプが有効。

て活用するヒートポンプが有効。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

農林水産省

○経済産業省告示第三号

国土交通省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー

環境適合製品を定める件の一部を改正する告示

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環

境適合製品を定める件（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>2 法第2条第3項第2号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 高効率変圧器（<u>エネルギーの使用の合理化</u>及び<u>非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</u>（昭和54年政令第267号。以下「省</p>	<p>2 法第2条第3項第2号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 高効率変圧器（<u>エネルギーの使用の合理化</u>に関する<u>法律施行令</u>（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21</p>

エネ法施行令」という。) 第18条第18号に掲げる変圧器のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成24年経済産業省告示第71号) の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が、油入変圧器にあつては100分の144以上のもの、モールド変圧器にあつては100分の148以上のものに限る。)

[略]

六～二十三 [略]

第18号に掲げる変圧器のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 (平成14年経済産業省告示第438号) の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が、油入変圧器にあつては100分の144以上のもの、モールド変圧器にあつては100分の148以上のものに限る。)

[略]

六～二十三 [略]

二十四 低燃費乗用自動車（省エネ法施行令第18条第1号に掲げる乗用自動車であつて、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省・国土交通省告示第2号）に定めるガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車、小型バス、路線バス等及び一般バス等のうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率（ただし、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車及びLPガス乗用自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が

二十四 低燃費乗用自動車（省エネ法施行令第21条第1号に掲げる乗用自動車であつて、乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第143号）に定めるガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車、小型バス、路線バス及び一般バスのうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率（ただし、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車及びLPガス乗用自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告

告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第1条第1項第1号に掲げる方法により算定したものとす。が、ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車にあつては、次の表1の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、LPガス乗用自動車にあつては、同表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、小型バスにあつては、表2の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、路線バス等及び

示第350号）第1条第1号に掲げる方法により算定したものとす。が、ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車にあつては、次の表1の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、LPガス乗用自動車にあつては、同表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、小型バスにあつては、表2の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの、路線バス及び一般バスにあつては、次の表3の左欄に掲げる区

一般バス等にあつては、次の表3の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

表1・表2 [略]

表3

区分	基準エネルギー消費効率	
	自動車の種別	車両総重量
<u>路線バス等</u>	[略]	[略]
<u>一般バス等</u>	[略]	[略]

分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

表1・表2 [略]

表3

区分	基準エネルギー消費効率	
	自動車の種別	車両総重量
<u>路線バス</u>	[略]	[略]
<u>一般バス</u>	[略]	[略]

(備考) [略]

二十五 低燃費貨物自動車 (省エネ法施行令第18条第8号に掲げる貨物自動車であつて、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号) に定めるガソリン貨物自動車、ディーゼル貨物自動車、トラック等及びトラクタのうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率 (ただし、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する

(備考) [略]

二十五 低燃費貨物自動車 (省エネ法施行令第21条第8号に掲げる貨物自動車であつて、貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者の判断の基準等 (平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号) に定めるガソリン貨物自動車、ディーゼル貨物自動車、トラック等及びトラクタのうち、それぞれ同告示に規定するエネルギー消費効率 (ただし、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車においては、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定

省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第1条第1項第1号に掲げる方法により算定したものとす。) が、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車にあつては、それぞれ次の表1の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、トラック等及びトラクタにあつては、それぞれ次の表2の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

表1・表2 [略]

二十六～三十七 [略]

める方法第1条第1号に掲げる方法により算定したものとす。) が、ガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車にあつては、それぞれ次の表1の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値を下回らないもの、トラック等及びトラクタにあつては、それぞれ次の表2の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

表1・表2 [略]

二十六～三十七 [略]

三十八 高効率業務用エアコンデিশヨナー（省エネ法施行令第18条第2号に掲げるエアコンデিশヨナーのうち、エアコンデিশヨナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準（平成21年経済産業省告示第213号）に定める業務の用に供するために製造されたエアコンデিশヨナーであつて、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率²が、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の88を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないものに限

三十八 高効率業務用エアコンデিশヨナー（省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンデিশヨナーのうち、エアコンデিশヨナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に定める業務用エアコンデিশヨナーであつて、同告示3(3)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率²が、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の88を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないものに限る。）

る。)

[略]

三十九 高効率家庭用エアコンデイシヨナー（省エネ法施行令第18条第2号に掲げるエアコンデイシヨナーのうち、エアコンデイシヨナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に定める家庭用エアコンデイシヨナーであつて、同告示3(1)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率^が、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

[略]

三十九 高効率家庭用エアコンデイシヨナー（省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンデイシヨナーのうち、エアコンデイシヨナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める家庭用エアコンデイシヨナーであつて、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率^が、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

[略]

四十一～四十六 [略]

四十七 省エネルギー型自動販売機（省エネ法施行令第18条第17号に掲げる自動販売機のうち、次の表に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準（平成19年経済産業省告示第289号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が100分の62以上のものに限る。）

[略]

[略]

四十一～四十六 [略]

四十七 省エネルギー型自動販売機（省エネ法施行令第21条第17号に掲げる自動販売機のうち、次の表に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第289号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が100分の62以上のものに限る。）

[略]

四十八・四十九 [略]

五十 高効率テレビジョン受信機（省エネ法施行令第18条第4号に掲げるテレビジョン受信機（液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）のうち、テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）の2-2に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以下のものに限る。）

[略]

四十八・四十九 [略]

五十 高効率テレビジョン受信機（省エネ法施行令第21条第4号に掲げるテレビジョン受信機（液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）のうち、テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）の2-2に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以下のものに限る。）

[略]

五十一 高効率照明器具 (省エネ法施行令第18条第3号に掲げる照明器具のうち、照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成22年経済産業省告示第54号) の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率^アが次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

[略]

五十二 高効率家庭用ガス調理機器 (省エネ法施行令第18条第13号に掲げるガス調理機器の

五十一 高効率照明器具 (省エネ法施行令第21条第3号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のうち、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 (平成22年経済産業省告示第54号) の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率^イが次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。)

[略]

五十二 高効率家庭用ガス調理機器 (省エネ法施行令第21条第13号に掲げるガス調理機器の

うち、そのこんろ部、グリル部及びオーブ
部の性能について、ガス調理機器のエネルギ
ー消費性能の向上に関するエネルギー消費機
器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年
経済産業省告示第315号）の3に定める測定
方法により測定したエネルギー消費効率が、
それぞれの表1から表3までの左欄に掲げ
る区分ごとにそれぞれの表の右欄に掲げる基
準エネルギー消費効率を、こんろ部にあつて
は下回らないもの、グリル部及びオーブ部
にあつては上回らないものに限る。）

表1～表3 [略]

五十三 高効率家庭用ガス温水機器（省エネ法

うち、そのこんろ部、グリル部及びオーブ
部の性能について、ガス調理機器の性能の向
上に関する製造事業者等の判断の基準等（平
成16年経済産業省告示第315号）の3に定め
る測定方法により測定したエネルギー消費効
率が、それぞれの表1から表3の左欄に掲
げる区分ごとにそれぞれの表の右欄に掲げる
基準エネルギー消費効率を、こんろ部にあつ
ては下回らないもの、グリル部及びオーブ
部にあつては上回らないものに限る。）

表1～表3 [略]

五十三 高効率家庭用ガス温水機器（省エネ法

施行令第18条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第316号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

[略]

五十四 高効率家庭用石油温水機器（省エネ法施行令第18条第15号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器のエネルギー消費性能の

施行令第21条第14号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第316号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

[略]

五十四 高効率家庭用石油温水機器（省エネ法施行令第21条第15号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器の性能の向上に関する製

<p><u>向上に関するエネルギー消費機器等製造事業</u></p> <p><u>者等の判断の基準等</u>（平成14年経済産業省告示第435号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）</p> <p>[略]</p> <p>五十五～五十八 [略]</p>	<p><u>造事業者等の判断の基準等</u>（平成14年経済産業省告示第435号）の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率、次の表の左欄に掲げる区分ごとと同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）</p> <p>[略]</p> <p>五十五～五十八 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。